

議案第10号～第29号

令和7年2月20日

# 令和7年2月定例議会議案

鈴 鹿 市



## 議 案 目 次

議案第 10 号	鈴鹿市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について・	1
議案第 11 号	鈴鹿市こども条例の制定について……………	9
議案第 12 号	鈴鹿市行政組織条例等の一部改正について……………	17
議案第 13 号	鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について……………	27
議案第 14 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部改正について……………	35
議案第 15 号	鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について……………	41
議案第 16 号	鈴鹿市職員の旅費に関する条例等の一部改正について……………	95
議案第 17 号	鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部改正について……………	123
議案第 18 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	129
議案第 19 号	鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正につ いて……………	231
議案第 20 号	鈴鹿市人権教育センター条例の一部改正について……………	235
議案第 21 号	鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部改正について……………	239
議案第 22 号	鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例の一部改正について……………	253
議案第 23 号	鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改 正について……………	261
議案第 24 号	鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について……………	269
議案第 25 号	鈴鹿市市営住宅条例の一部改正について……………	279
議案第 26 号	鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	307
議案第 27 号	鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につ いて……………	339
議案第 28 号	財産の取得について……………	343

議案第 29 号 市道の認定について…………… 345

議案第10号

鈴鹿市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について  
鈴鹿市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

( 別 紙 )

#### 提案理由

行政手続等のオンライン化を推進し、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化等を図るため、鈴鹿市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規程を含む。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定による三重県の条例により市が処理することとされた事務について規定する三重県の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関 次に掲げるものをいう。

ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの

ウ 市が設置する公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の

有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（情報システムの整備等）

第3条 市の機関は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関の情報システム（以下この条において「情報システム」という。）の整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 市の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市の機関は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））とその手続等の相手方

の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料、手数料その他の収入金の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料、手数料その他の収入金の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等

により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみな

して、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち、当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る

情報入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

鈴鹿市こども条例の制定について  
鈴鹿市こども条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市こども条例  
( 別 紙 )

#### 提案理由

こどもの権利を守るとともに、こどもの健やかな育ちを支援し、全てのこどもが将来に夢と希望を持って生きることができる社会を実現するため、鈴鹿市こども条例を制定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市こども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 こどもの大切な権利（第4条）

第3章 責務及び役割（第5条—第9条）

第4章 基本的施策（第10条—第16条）

第5章 施策の推進（第17条・第18条）

第6章 雑則（第19条）

附則

こどもは、一人ひとりが今を生きるかけがえのない存在です。

こどもは、一人ひとりが無限の可能性に満ちた存在です。

そして、こどもは、生まれながらに権利の主体として尊重されるべき存在です。

全てのこどもには、人種、国籍、性別、心身の障がいなどにかかわらず、いかなる差別も受けることなく、幸せに生き、健やかに育ち、学び、暴力や不当な扱いから守られ、自由に意見を表明し、多様な活動に参加する権利が保障されなければなりません。

しかし、現実には、いじめや差別、虐待、貧困など、困難な状況の中で苦しんでいるこどもがいます。こどもは、自分らしく安心して過ごすことができる場所や時間を必要とし、そして、自らの思いや意見が十分に尊重されることを求めています。

私たちは、こどもの声を聴き、こどもの困難を取り除き、こどもが安心して健やかに育つことができる環境をつくります。そして、こどもが自らを大切に思い、人を大切に思う心を育み、こども自身が自分たちの権利について知り、考え、意見を表明し、参加することができる社会を築いていきます。

ここに、私たちは、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約、こども基本法



- (3) こどもが適切に養育され、生活が保障され、自分らしく生き、自らの可能性を伸ばして健やかに育つことができること。
- (4) こどもが、その年齢及び発達の程度に応じて、自らに関わる事項について意見を表明し、主体的に社会に参加する機会が確保されること。
- (5) こども及びその保護者が必要な支援を受け、家庭や子育てに夢を持ち、その喜びを実感することができる環境を整備すること。
- (6) 市及び保護者等がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協力することにより、社会全体でこどもの健やかな育ちを支えること。

## 第2章 こどもの大切な権利

第4条 児童の権利に関する条約に掲げるこどもの権利のうち次のものは、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 差別されない権利
- (2) 安心して生き、自分らしく育つ権利
- (3) 自分の意見を表明し、社会に参加する権利
- (4) あらゆる暴力から守られる権利
- (5) 必要な医療等を受ける権利
- (6) 社会保障を受ける権利
- (7) 教育を受ける権利
- (8) 休み、遊ぶ権利

## 第3章 責務及び役割

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、国及び他の地方公共団体と連携し、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとします。

2 市は、こどもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、こども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとします。

3 市は、保護者等と協働し、保護者等がその役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとします。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子育てについての第一義的責任を有するものとして、基本理念にのっとり、必要な支援を受けながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

(1) こどもの権利を守り、その年齢及び発達に応じた養育を行うこと。

(2) こどもが自分を大切にすゝる気持ちを育み、豊かな人間性及び社会性、基本的な生活習慣等を習得することができるよう、家庭の環境づくりを行うこと。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

(1) 社会全体でこどもの健やかな育ちを支えることについて理解を深めること。

(2) こどもが安全で安心して生活し、かつ、保護者が子育てしやすい地域の環境づくりに努めるとともに、こどもが地域の活動に参加することができる機会を提供すること。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第8条 育ち学ぶ施設の関係者は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

(1) こどもがその年齢及び発達に応じて、主体的に育ち、及び学ぶことができるよう必要な支援を行うこと。

(2) こどもがその権利を学び、及び理解するとともに、自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) こどもの安全を確保するとともに、こどもが安心して育ち、及び学ぶことができる環境づくりを行うこと。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が安心して仕事と子育てとを両立することができるよう職場の環境づくりに努めるとともに、地域におけるこどもの健やかな育ちのための取組に協力するよう努めるものとします。

#### 第4章 基本的施策

(こどもの意見表明及び社会参加の促進)

第10条 市は、こどもが社会の一員としてその意見を表明し、社会に参加する機会を設けるものとします。

2 市は、こどもの意見表明及び社会参加を促進するため、こどもの意見を尊重し、その主体的な活動を支援するものとします。

3 市は、こどもに関する施策について、こどもが理解を深め、その意見を表明することができるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報の提供を行うものとします。

(切れ目のない支援)

第11条 市は、市民が安心してこどもを産み育てることができ、こどもが健やかに育つことができるよう、妊娠、出産及びその後の子育て並びにこどもの育ちにおける様々な段階に応じ、切れ目のない支援を行うものとします。

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てをし、及びその役割を果たすことができるよう、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、子育て家庭に対し、それぞれの家庭の環境や状況に応じ、必要な支援を行うものとします。

(こどもの状況に応じた支援)

第13条 市は、保護者等と連携し、こどもに対する虐待、いじめ及び体罰の未然防止及び早期発見に努めるものとします。

2 市は、保護者等と連携し、こどもの不登校及びひきこもりに関する課題の解決に努めるものとします。

3 市は、保護者等と連携し、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども、経済的に困難な事情にある家庭のこどもその他の困難な問題を抱えるこどもの把握に努めるものとします。

4 市は、個別に支援が必要であると考えられるこどもに対し、そのこどもの状況に応じ、必要な支援を行うものとします。

(こどもの居場所づくり)

第14条 市は、次に掲げるこどもの居場所を確保するものとします。

(1) こどもが自分らしく安心して過ごすことができる場

(2) こどもが安心して休息し、遊び、学び、及び活動することができる場

(3) こどもが安心して集い、他のこども及び市民と交流することができる場

(こどもの安全及び安心を守る取組の推進)

第15条 市は、こどもが健やかに育ち、安全で安心して生活することができるよう、

こどもを犯罪、事故、災害その他の危害から守る取組を推進するものとします。

(相談体制の充実等)

第16条 市は、こども及びその家族が安心して相談することができるよう、こどもに関する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、速やかに相談に対応し、こども及びその家族に対し必要な支援を行うものとします。

2 市は、こどもに関する相談をすることができる市及び関係機関の相談窓口の周知を図るものとします。

## 第5章 施策の推進

(計画の策定等)

第17条 市は、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「計画」といいます。）を定めるものとします。

2 市は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に検証し、必要に応じて計画の変更その他の必要な措置を講ずるものとします。

3 市は、計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとします。

(広報及び啓発)

第18条 市は、この条例及びこどもに関する施策について、こども及び保護者等の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとします。

## 第6章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

鈴鹿市行政組織条例等の一部改正について

鈴鹿市行政組織条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市行政組織条例等の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市子ども条例の施行を踏まえ、組織名の表記をはじめ、関係条例における「子ども」表記を平仮名表記に改める等について、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市行政組織条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市行政組織条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市行政組織条例（平成8年鈴鹿市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前																
<p>(部及び課の設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び技術監理契約課を設ける。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>こども政策部</u></p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(部及び課の事務分掌)</p> <p>第3条 各部の主な事務分掌は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>部</th><th>主な事務分掌</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>こども政策部</u></td><td>(1)～(5) 略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	部	主な事務分掌	略	略	<u>こども政策部</u>	(1)～(5) 略	略	略	<p>(部及び課の設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び技術監理契約課を設ける。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>子ども政策部</u></p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(部及び課の事務分掌)</p> <p>第3条 各部の主な事務分掌は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>部</th><th>主な事務分掌</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>子ども政策部</u></td><td>(1)～(5) 略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	部	主な事務分掌	略	略	<u>子ども政策部</u>	(1)～(5) 略	略	略
部	主な事務分掌																
略	略																
<u>こども政策部</u>	(1)～(5) 略																
略	略																
部	主な事務分掌																
略	略																
<u>子ども政策部</u>	(1)～(5) 略																
略	略																

(鈴鹿市基金条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市基金条例（昭和51年鈴鹿市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後			改正前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
区分	名称	目的	区分	名称	目的
略	略	略	略	略	略
11	<u>こども未来基金</u>	子育て支援事業の推進に要する経費及び児童養護施設等の退所者の自立に向けた支援に要する経費の財源に充てること。	11	<u>子ども未来基金</u>	子育て支援事業の推進に要する経費及び児童養護施設等の退所者の自立に向けた支援に要する経費の財源に充てること。
略	略	略	略	略	略

(鈴鹿市児童館条例の一部改正)

第3条 鈴鹿市児童館条例（昭和55年鈴鹿市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(目的及び設置)	(目的及び設置)
第1条 <u>こども</u> に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにし、又は <u>こども</u> 一人一人の人権を <u>育む</u> ことを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第1条 <u>児童</u> に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにし、又は <u>児童</u> 一人一人の人権を <u>はぐくむ</u> ことを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

<p>及び<u>こども基本法</u>（令和4年法律第77号） に基づく児童館を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 児童館は、次の事業を行う。</p> <p>（1）<u>こども</u>の体力増進と情操の向上に関すること。</p> <p>（2）～（4） 略</p>	<p>に基づく児童館を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 児童館は、次の事業を行う。</p> <p>（1）<u>児童</u>の体力増進と情操の向上に関すること。</p> <p>（2）～（4） 略</p>
---	--

（鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部改正）

第4条 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例（平成13年鈴鹿市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父及び一人親家庭等の児童並びに<u>こども</u>の医療費等の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父及び一人親家庭等の児童並びに<u>子ども</u>の医療費等の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p>

（鈴鹿市人権教育センター条例の一部改正）

第5条 鈴鹿市人権教育センター条例（平成16年鈴鹿市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、設置の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。</p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、設置の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。</p>

(1) <u>こども</u> の人権に関すること。	(1) <u>子ども</u> の人権に関すること。
(2)～(5) 略	(2)～(5) 略

(すずかの地産地消推進条例の一部改正)

第6条 すずかの地産地消推進条例（平成23年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>鈴鹿市は、自然に恵まれ、海の幸や大地の恵みが市民の命を育てているまちです。鈴鹿山脈からの清らかな水と豊富な地下水は、農業や畜産を支え、伊勢湾の豊かな漁場を保つ大切な役割を担っています。</p> <p>このような自然環境のもとで生産される食材が生産者の顔の見える形で届けられることは、私たちに安心できる食生活と、心と体の健康をもたらします。</p> <p>私たちにはこの豊かな恵みを財産として次世代へとつなぐ責務があります。</p> <p>そのために、私たちは食の持つ意味を考え自ら学び行動します。<u>こどもたち</u>には自然や生産者と触れ合う地産地消を通して命と食の大切さを知る食育の推進を図ります。</p> <p>私たちは地産地消を自らの生活に取り入れる努力を行い、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明確にし、相互に協力して地産地消の推進を図り、もって市民の健康的な生活に資するため、ここに「すずかの地産地消推進条例」を制定します。</p>	<p>鈴鹿市は、自然に恵まれ、海の幸や大地の恵みが市民の命を育てているまちです。鈴鹿山脈からの清らかな水と豊富な地下水は、農業や畜産を支え、伊勢湾の豊かな漁場を保つ大切な役割を担っています。</p> <p>このような自然環境のもとで生産される食材が生産者の顔の見える形で届けられることは、私たちに安心できる食生活と、心と体の健康をもたらします。</p> <p>私たちにはこの豊かな恵みを財産として次世代へとつなぐ責務があります。</p> <p>そのために、私たちは食の持つ意味を考え自ら学び行動します。<u>子どもたち</u>には自然や生産者と触れ合う地産地消を通して命と食の大切さを知る食育の推進を図ります。</p> <p>私たちは地産地消を自らの生活に取り入れる努力を行い、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明確にし、相互に協力して地産地消の推進を図り、もって市民の健康的な生活に資するため、ここに「すずかの地産地消推進条例」を制定します。</p>

(鈴鹿市まちづくり基本条例の一部改正)

第7条 鈴鹿市まちづくり基本条例（平成24年鈴鹿市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(こどもの権利)	(子どもの権利)
第6条 <u>こども</u> は、生きる、守られる、育つ、参加する権利を有することから、健やかに成長する環境を享受できるとともに、まちづくりに参加することができるものとします。	第6条 <u>子ども</u> は、生きる、守られる、育つ、参加する権利を有することから、健やかに成長する環境を享受できるとともに、まちづくりに参加することができるものとします。

(鈴鹿市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第8条 鈴鹿市子ども・子育て会議条例（平成25年鈴鹿市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>鈴鹿市子ども・子育て会議条例</u>	<u>鈴鹿市子ども・子育て会議条例</u>
(設置)	(設置)
第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の合議制の機関として、 <u>鈴鹿市子ども・子育て会議</u> （以下「 <u>子ども・子育て会議</u> 」という。）を置く。	第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の合議制の機関として、 <u>鈴鹿市子ども・子育て会議</u> （以下「 <u>子ども・子育て会議</u> 」という。）を置く。
(組織)	(組織)
第2条 <u>子ども・子育て会議</u> は、委員20人以内で組織する。	第2条 <u>子ども・子育て会議</u> は、委員20人以内で組織する。
2 略	2 略
(会長及び副会長)	(会長及び副会長)

<p>第4条 <u>こども・子育て会議</u>に、会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は、<u>こども・子育て会議</u>を代表し、会務を総理し、<u>こども・子育て会議</u>の会議（以下「会議」という。）の議長となる。</p> <p>4 略 （関係者の出席）</p> <p>第6条 <u>こども・子育て会議</u>は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 （庶務）</p> <p>第7条 <u>こども・子育て会議</u>の庶務は、<u>こども政策部</u>において処理する。 （委任）</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、<u>こども・子育て会議</u>の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>	<p>第4条 <u>子ども・子育て会議</u>に、会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は、<u>子ども・子育て会議</u>を代表し、会務を総理し、<u>子ども・子育て会議</u>の会議（以下「会議」という。）の議長となる。</p> <p>4 略 （関係者の出席）</p> <p>第6条 <u>子ども・子育て会議</u>は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 （庶務）</p> <p>第7条 <u>子ども・子育て会議</u>の庶務は、<u>子ども政策部</u>において処理する。 （委任）</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、<u>子ども・子育て会議</u>の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>
--	--

（鈴鹿市いじめ調査委員会の設置等に関する条例の一部改正）

第9条 鈴鹿市いじめ調査委員会の設置等に関する条例（平成26年鈴鹿市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>（庶務）</p> <p>第10条 調査委員会の庶務は、<u>こども政策部</u>において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第10条 調査委員会の庶務は、<u>子ども政策部</u>において処理する。</p>

（鈴鹿市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置等に関する条例の一部改正）

第10条 鈴鹿市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置等に関する条例（

平成29年鈴鹿市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「重大事故」とは、<u>こども</u>が死亡した事故その他の規則で定める事故をいう。</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、<u>こども政策部</u>において処理する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「重大事故」とは、<u>子ども</u>が死亡した事故その他の規則で定める事故をいう。</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、<u>子ども政策部</u>において処理する。</p>

(鈴鹿市地域づくり協議会条例の一部改正)

第11条 鈴鹿市地域づくり協議会条例(平成31年鈴鹿市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(協議会の事業)</p> <p>第7条 協議会は、地域づくりを推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>こども</u>の健全育成に関する事業</p> <p>(4) 略</p>	<p>(協議会の事業)</p> <p>第7条 協議会は、地域づくりを推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>子ども</u>の健全育成に関する事業</p> <p>(4) 略</p>

(鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例(令和6年鈴鹿市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前

<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この条例において「<u>こども</u>」とは、<u>18歳</u>に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。</p> <p>6 略</p> <p>7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 負傷又は疾病に対する医療保険各法による療養及び医療の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費並びに高額療養費の支給</p> <p>(2) 略</p> <p>8 略</p> <p>9 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、<u>こども</u>を現に監護しているものをいう。</p> <p>10 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この条例において「<u>子ども</u>」とは、<u>15歳</u>に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。</p> <p>6 略</p> <p>7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 負傷又は疾病に対する医療保険各法による療養及び医療の給付、<u>入院時食事療養費</u>、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費並びに高額療養費の支給</p> <p>(2) 略</p> <p>8 略</p> <p>9 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、<u>子ども</u>を現に監護しているものをいう。</p> <p>10 略</p>
--	--

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、公布の日から施行する。

議案第13号

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、深夜勤務及び時間外勤務の制限対象となる職員の範囲を拡大するほか介護休暇の取得に関する勤務環境を整備するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鈴鹿市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）</p>

第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するため

第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時まで

の措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

## 5 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

## 2・3 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったこと

の間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

## 5 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

## 2・3 略

（委任）

第17条 第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に

を申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の2 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第18条 略

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

関し必要な事項は、規則で定める。

第18条 略

定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。



議案第14号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部改正について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及び市議会議員の給与及び報酬を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年鈴鹿市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第2条 市長等の給料の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,090,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>840,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長等には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 市長等の給料の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,058,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>816,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長等には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の217.5</u></p> <p>2 略</p>

(鈴鹿市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市教育長の給与等に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第 2 条 教育長の給料の額は、月額<u>652,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 教育長には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第 2 条 教育長の給料の額は、月額<u>633,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 教育長には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の217.5</u></p> <p>2 略</p>

(常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成 19 年鈴鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第 2 条 常勤の監査委員の給料の額は、月額<u>525,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末</p>	<p>(給料)</p> <p>第 2 条 常勤の監査委員の給料の額は、月額<u>510,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末</p>

<p>手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>	<p>手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の217.5</u></p> <p>2 略</p>
--	--

(鈴鹿市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（平成2年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 管理者の給料の額は、月額<u>629,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 管理者には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により、市長が定め支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 管理者の給料の額は、月額<u>611,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 管理者には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により、市長が定め支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の217.5</u></p> <p>2 略</p>

(鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年鈴鹿市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議長等の議員報酬の額は、次のとおりとし、毎月15日に支給する。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>631,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>555,000円</u></p> <p>(3) 前2号以外の議員 月額 <u>500,000円</u></p> <p>(期末手当)</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議長等の議員報酬の額は、次のとおりとし、毎月15日に支給する。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>613,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>539,000円</u></p> <p>(3) 前2号以外の議員 月額 <u>485,000円</u></p> <p>(期末手当)</p>
<p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の200</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の200</u></p> <p>3 略</p>	<p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の187.5</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について  
鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例  
( 別 紙 )

提案理由

職員の給与を改定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員給与条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(級別定数及び昇給の基準)	(級別定数及び昇給の基準)
第5条 略	第5条 略
2・3 略	2・3 略
4 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の号給数を4号給 <u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給）</u> とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
5 <u>次の各号に掲げる職員の第3項の規定に</u>	5 <u>55歳（規則で定める職員にあつては、56</u>

よる昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日後の最初の3月31日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

6～8 略

第19条 前条に規定する扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) 略

第20条 扶養手当の月額は、前条第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前条第2号から第5号までのい

歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 略

第19条 前条に規定する扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) 略

第20条 扶養手当の月額は、前条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき

ずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 前2項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第21条 削除

6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の支給区分）

第21条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

（2）扶養親族としての要件を欠くに至つ

た者がある場合（扶養親族たる子又は第19条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実

が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行職8級職員等が行職8級職員等以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行職8級職員等以外のものが行職8級職員等となつた場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(住居手当)

第22条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 略

(2) 第29条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配

(住居手当)

第22条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 略

(2) 第29条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配

偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 略

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤

偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 略

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤

に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略

第29条 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病

3～6 略

第29条 略

2 略

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）の適用

その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

#### 4 略

第40条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）で

を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

#### 4 略

第40条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以

あつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則に定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 略

4 略

第42条の5 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の11（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であつて市長が特に必要と認めるときは、100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合）を乗じて得た額とする。

3 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第45条 第5条第3項から第8項まで、第3章及び第4章の規定は、定年前再任用短時

外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 略

4 略

第42条の5 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

3 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第45条 第5条第3項から第8項まで及び第3章から第4章の2までの規定は、定年前

間勤務職員には適用しない。

再任用短時間勤務職員には適用しない。



改正後

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>	<u>458,300</u>
	2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>
	3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>
	4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>
	5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>
	6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>
	7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>
	8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>
	9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>
	10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>	
	11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>	
	12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>	
	13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>	
	14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>	
	15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>	
	16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>	
	17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>	
	18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>	
19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>		

改正前

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>	<u>415,600</u>
	2	184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>	<u>418,000</u>
	3	185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	<u>420,500</u>
	4	186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	<u>422,900</u>
	5	188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	<u>424,800</u>
	6	189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	<u>426,900</u>
	7	191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	<u>429,000</u>
	8	192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	<u>431,200</u>
	9	194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>
	10	196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>
	11	197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>
	12	199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>
	13	201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>
	14	202,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>
	15	204,400	249,800	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>
	16	206,100	251,000	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>
	17	207,400	252,100	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>
	18	209,000	253,200	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>
19	210,600	254,300	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>	

20	212,100	255,400	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>
21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>
22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>
23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>
24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>
25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>
26	221,700	261,300	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>
27	223,000	262,200	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	

20	212,100	255,400	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>
21	213,600	256,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>
22	215,200	257,400	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>
23	216,800	258,400	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>
24	218,400	259,400	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>
25	220,000	260,400	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>
26	221,700	261,300	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>
27	223,000	262,200	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>
28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>
29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>
30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>
31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>
32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>
33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>
34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>
35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>
36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>
37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>
38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>
39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>
40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>
41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>
42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>
43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>
44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>
45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>
46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	
47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	
48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	

49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>		
50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>		
51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>		
52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>		
53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>		
54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>		
55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>		
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>		
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>		
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>		
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>		
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>		
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>		
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>		
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>		
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>		
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>		
66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>		
67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>		
68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>		
69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>		
70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>		
71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>		
72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>		
73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>		
74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>			
75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>			
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>			
77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>			

49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	
50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	
51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	
52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	
53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	
54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	
55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	
56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	
57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	
58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	
59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>	
60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>	
61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>	
62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>		
63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>		
64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>		
65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>		
66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>		
67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>		
68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>		
69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>		
70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>		
71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>		
72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>		
73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>		
74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>		
75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>		
76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>		
77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>		

78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			
80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			
81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			
82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			
83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			
84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			
85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>			
86	256,000	297,100	<u>346,000</u>					
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>					
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>					
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>					
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>					
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>					
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>					
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>					
94		299,400	<u>348,800</u>					
95		299,700	<u>349,200</u>					
96		300,100	<u>349,500</u>					
97		300,300	<u>349,800</u>					
98		300,600	<u>350,200</u>					
99		301,000	<u>350,600</u>					
100		301,400	<u>351,000</u>					
101		301,600	<u>351,500</u>					
102		301,900	<u>351,900</u>					
103		302,200	<u>352,300</u>					
104		302,500	<u>352,700</u>					
105		302,700	<u>353,200</u>					
106		303,000	<u>353,600</u>					

78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>		
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>		
80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>		
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>		
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>		
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>		
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>		
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>		
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>			
94		299,400	<u>347,400</u>					
95		299,700	<u>347,800</u>					
96		300,100	<u>348,200</u>					
97		300,300	<u>348,400</u>					
98		300,600	<u>348,800</u>					
99		301,000	<u>349,200</u>					
100		301,400	<u>349,500</u>					
101		301,600	<u>349,800</u>					
102		301,900	<u>350,200</u>					
103		302,200	<u>350,600</u>					
104		302,500	<u>351,000</u>					
105		302,700	<u>351,500</u>					
106		303,000	<u>351,900</u>					

	107		303,300	<u>353,900</u>					
	108		303,600	<u>354,200</u>					
	109		303,800	<u>354,700</u>					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額

	107		303,300	<u>352,300</u>					
	108		303,600	<u>352,700</u>					
	109		303,800	<u>353,200</u>					
	110		304,200	<u>353,600</u>					
	111		304,600	<u>353,900</u>					
	112		304,900	<u>354,200</u>					
	113		305,100	<u>354,700</u>					
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額

務 職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
-------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 略

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	特1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職 員以外の職員	1	221,600	<u>322,500</u>	<u>351,500</u>	<u>438,500</u>
	2	224,200	<u>324,300</u>	<u>353,000</u>	<u>439,800</u>
	3	226,700	<u>326,100</u>	<u>354,500</u>	<u>441,000</u>
	4	229,200	<u>327,800</u>	<u>356,000</u>	<u>442,300</u>
	5	231,700	<u>329,400</u>	<u>357,400</u>	<u>443,400</u>
	6	234,200	<u>331,300</u>	<u>358,800</u>	<u>444,500</u>
	7	236,700	<u>333,200</u>	<u>360,200</u>	<u>445,700</u>
	8	239,200	<u>335,100</u>	<u>361,600</u>	<u>446,900</u>
	9	241,700	<u>336,900</u>	<u>363,000</u>	<u>448,200</u>
	10	243,500	<u>338,900</u>	<u>364,300</u>	<u>449,400</u>
	11	245,200	<u>340,700</u>	<u>365,600</u>	<u>450,400</u>
	12	246,900	<u>342,500</u>	<u>366,900</u>	<u>451,500</u>
	13	248,600	<u>344,200</u>	<u>368,100</u>	<u>452,700</u>
	14	250,200	<u>345,900</u>	<u>369,400</u>	<u>453,500</u>
	15	251,700	<u>347,500</u>	<u>370,600</u>	<u>454,300</u>
	16	253,200	<u>349,100</u>	<u>371,800</u>	<u>455,200</u>
	17	254,700	<u>350,700</u>	<u>373,000</u>	<u>456,100</u>
	18	256,000	<u>352,000</u>	<u>374,200</u>	<u>456,600</u>
	19	257,200	<u>353,200</u>	<u>375,400</u>	<u>457,100</u>
	20	258,400	<u>354,400</u>	<u>376,500</u>	<u>457,600</u>

務 職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
-------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 略

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	特1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職 員以外の職員	1	221,600	<u>301,000</u>	<u>326,700</u>	<u>416,400</u>
	2	224,200	<u>302,800</u>	<u>328,800</u>	<u>417,900</u>
	3	226,700	<u>304,600</u>	<u>330,900</u>	<u>419,400</u>
	4	229,200	<u>306,400</u>	<u>333,000</u>	<u>420,800</u>
	5	231,700	<u>308,200</u>	<u>335,000</u>	<u>422,100</u>
	6	234,200	<u>310,000</u>	<u>337,100</u>	<u>423,500</u>
	7	236,700	<u>311,800</u>	<u>339,200</u>	<u>424,900</u>
	8	239,200	<u>313,500</u>	<u>341,300</u>	<u>426,300</u>
	9	241,700	<u>315,200</u>	<u>343,300</u>	<u>427,700</u>
	10	243,500	<u>317,000</u>	<u>345,400</u>	<u>429,100</u>
	11	245,200	<u>318,800</u>	<u>347,500</u>	<u>430,500</u>
	12	246,900	<u>320,600</u>	<u>349,500</u>	<u>431,800</u>
	13	248,600	<u>322,500</u>	<u>351,500</u>	<u>433,100</u>
	14	250,200	<u>324,300</u>	<u>353,000</u>	<u>434,500</u>
	15	251,700	<u>326,100</u>	<u>354,500</u>	<u>435,900</u>
	16	253,200	<u>327,800</u>	<u>356,000</u>	<u>437,300</u>
	17	254,700	<u>329,400</u>	<u>357,400</u>	<u>438,500</u>
	18	256,000	<u>331,300</u>	<u>358,800</u>	<u>439,800</u>
	19	257,200	<u>333,200</u>	<u>360,200</u>	<u>441,000</u>
	20	258,400	<u>335,100</u>	<u>361,600</u>	<u>442,300</u>

21	259,800	<u>355,700</u>	<u>377,600</u>	<u>458,100</u>
22	261,000	<u>357,100</u>	<u>378,800</u>	<u>458,600</u>
23	262,300	<u>358,500</u>	<u>380,000</u>	<u>459,100</u>
24	263,600	<u>359,800</u>	<u>381,100</u>	<u>459,600</u>
25	264,900	<u>361,100</u>	<u>382,200</u>	<u>460,100</u>
26	266,800	<u>362,500</u>	<u>383,400</u>	<u>460,600</u>
27	268,600	<u>363,900</u>	<u>384,600</u>	<u>461,100</u>
28	270,400	<u>365,200</u>	<u>385,700</u>	<u>461,600</u>
29	272,100	<u>366,500</u>	<u>386,800</u>	<u>462,100</u>
30	274,300	<u>367,900</u>	<u>388,000</u>	
31	276,500	<u>369,200</u>	<u>389,200</u>	
32	278,700	<u>370,500</u>	<u>390,300</u>	
33	280,900	<u>371,800</u>	<u>391,400</u>	
34	283,100	<u>373,000</u>	<u>392,600</u>	
35	285,300	<u>374,200</u>	<u>393,800</u>	
36	287,400	<u>375,400</u>	<u>395,000</u>	
37	289,400	<u>376,600</u>	<u>396,200</u>	
38	291,300	<u>377,800</u>	<u>397,500</u>	
39	293,200	<u>379,000</u>	<u>398,700</u>	
40	295,000	<u>380,200</u>	<u>399,900</u>	
41	296,800	<u>381,300</u>	<u>401,100</u>	
42	298,700	<u>382,500</u>	<u>402,400</u>	
43	300,500	<u>383,700</u>	<u>403,400</u>	
44	302,200	<u>384,900</u>	<u>404,500</u>	
45	303,900	<u>386,000</u>	<u>405,700</u>	
46	305,700	<u>387,300</u>	<u>406,900</u>	
47	307,400	<u>388,600</u>	<u>408,100</u>	
48	309,000	<u>389,800</u>	<u>409,300</u>	
49	310,600	<u>390,700</u>	<u>410,400</u>	

21	259,800	<u>336,900</u>	<u>363,000</u>	<u>443,400</u>
22	261,000	<u>338,900</u>	<u>364,300</u>	<u>444,500</u>
23	262,300	<u>340,700</u>	<u>365,600</u>	<u>445,700</u>
24	263,600	<u>342,500</u>	<u>366,900</u>	<u>446,900</u>
25	264,900	<u>344,200</u>	<u>368,100</u>	<u>448,200</u>
26	266,800	<u>345,900</u>	<u>369,400</u>	<u>449,400</u>
27	268,600	<u>347,500</u>	<u>370,600</u>	<u>450,400</u>
28	270,400	<u>349,100</u>	<u>371,800</u>	<u>451,500</u>
29	272,100	<u>350,700</u>	<u>373,000</u>	<u>452,700</u>
30	274,300	<u>352,000</u>	<u>374,200</u>	<u>453,500</u>
31	276,500	<u>353,200</u>	<u>375,400</u>	<u>454,300</u>
32	278,700	<u>354,400</u>	<u>376,500</u>	<u>455,200</u>
33	280,900	<u>355,700</u>	<u>377,600</u>	<u>456,100</u>
34	283,100	<u>357,100</u>	<u>378,800</u>	<u>456,600</u>
35	285,300	<u>358,500</u>	<u>380,000</u>	<u>457,100</u>
36	287,400	<u>359,800</u>	<u>381,100</u>	<u>457,600</u>
37	289,400	<u>361,100</u>	<u>382,200</u>	<u>458,100</u>
38	291,300	<u>362,500</u>	<u>383,400</u>	<u>458,600</u>
39	293,200	<u>363,900</u>	<u>384,600</u>	<u>459,100</u>
40	295,000	<u>365,200</u>	<u>385,700</u>	<u>459,600</u>
41	296,800	<u>366,500</u>	<u>386,800</u>	<u>460,100</u>
42	298,700	<u>367,900</u>	<u>388,000</u>	<u>460,600</u>
43	300,500	<u>369,200</u>	<u>389,200</u>	<u>461,100</u>
44	302,200	<u>370,500</u>	<u>390,300</u>	<u>461,600</u>
45	303,900	<u>371,800</u>	<u>391,400</u>	<u>462,100</u>
46	305,700	<u>373,000</u>	<u>392,600</u>	
47	307,400	<u>374,200</u>	<u>393,800</u>	
48	309,000	<u>375,400</u>	<u>395,000</u>	
49	310,600	<u>376,600</u>	<u>396,200</u>	

50	312,300	<u>391,900</u>	<u>411,400</u>
51	314,100	<u>392,900</u>	<u>412,700</u>
52	315,800	<u>394,000</u>	<u>413,900</u>
53	317,100	<u>394,800</u>	<u>415,100</u>
54	319,000	<u>395,900</u>	<u>416,200</u>
55	320,800	<u>396,900</u>	<u>417,300</u>
56	322,500	<u>397,900</u>	<u>418,400</u>
57	324,200	<u>399,000</u>	<u>419,400</u>
58	326,100	<u>400,000</u>	<u>420,600</u>
59	327,800	<u>401,100</u>	<u>421,800</u>
60	329,500	<u>402,200</u>	<u>423,000</u>
61	331,200	<u>403,200</u>	<u>423,600</u>
62	333,000	<u>404,300</u>	<u>424,400</u>
63	334,800	<u>405,400</u>	<u>425,100</u>
64	336,500	<u>406,400</u>	<u>425,600</u>
65	338,200	<u>407,300</u>	<u>425,900</u>
66	339,500	<u>408,200</u>	<u>426,200</u>
67	340,800	<u>409,200</u>	<u>426,600</u>
68	342,100	<u>410,200</u>	<u>427,000</u>
69	343,600	<u>411,000</u>	<u>427,300</u>
70	345,100	<u>411,800</u>	<u>427,700</u>
71	346,600	<u>412,500</u>	<u>428,000</u>
72	348,100	<u>413,300</u>	<u>428,300</u>
73	349,500	<u>414,000</u>	<u>428,600</u>
74	351,000	<u>414,600</u>	<u>429,000</u>
75	352,500	<u>415,300</u>	<u>429,300</u>
76	354,000	<u>416,000</u>	<u>429,600</u>
77	355,400	<u>416,600</u>	<u>429,900</u>
78	356,900	<u>417,300</u>	<u>430,200</u>

50	312,300	<u>377,800</u>	<u>397,500</u>
51	314,100	<u>379,000</u>	<u>398,700</u>
52	315,800	<u>380,200</u>	<u>399,900</u>
53	317,100	<u>381,300</u>	<u>401,100</u>
54	319,000	<u>382,500</u>	<u>402,400</u>
55	320,800	<u>383,700</u>	<u>403,400</u>
56	322,500	<u>384,900</u>	<u>404,500</u>
57	324,200	<u>386,000</u>	<u>405,700</u>
58	326,100	<u>387,300</u>	<u>406,900</u>
59	327,800	<u>388,600</u>	<u>408,100</u>
60	329,500	<u>389,800</u>	<u>409,300</u>
61	331,200	<u>390,700</u>	<u>410,400</u>
62	333,000	<u>391,900</u>	<u>411,400</u>
63	334,800	<u>392,900</u>	<u>412,700</u>
64	336,500	<u>394,000</u>	<u>413,900</u>
65	338,200	<u>394,800</u>	<u>415,100</u>
66	339,500	<u>395,900</u>	<u>416,200</u>
67	340,800	<u>396,900</u>	<u>417,300</u>
68	342,100	<u>397,900</u>	<u>418,400</u>
69	343,600	<u>399,000</u>	<u>419,400</u>
70	345,100	<u>400,000</u>	<u>420,600</u>
71	346,600	<u>401,100</u>	<u>421,800</u>
72	348,100	<u>402,200</u>	<u>423,000</u>
73	349,500	<u>403,200</u>	<u>423,600</u>
74	351,000	<u>404,300</u>	<u>424,400</u>
75	352,500	<u>405,400</u>	<u>425,100</u>
76	354,000	<u>406,400</u>	<u>425,600</u>
77	355,400	<u>407,300</u>	<u>425,900</u>
78	356,900	<u>408,200</u>	<u>426,200</u>

79	358,400	<u>417,800</u>	<u>430,500</u>
80	359,900	<u>418,400</u>	<u>430,700</u>
81	361,300	<u>418,800</u>	<u>430,900</u>
82	362,600	<u>419,200</u>	<u>431,200</u>
83	363,900	<u>419,500</u>	<u>431,500</u>
84	365,100	<u>419,800</u>	<u>431,700</u>
85	366,300	<u>420,000</u>	<u>431,900</u>
86	367,500	<u>420,300</u>	<u>432,200</u>
87	368,700	<u>420,600</u>	<u>432,500</u>
88	369,800	<u>420,800</u>	<u>432,700</u>
89	370,900	<u>421,000</u>	<u>432,900</u>
90	372,000	<u>421,300</u>	
91	373,100	<u>421,600</u>	
92	374,200	<u>421,800</u>	
93	375,300	<u>422,000</u>	
94	376,500	<u>422,300</u>	
95	377,600	<u>422,600</u>	
96	378,700	<u>422,800</u>	
97	379,700	<u>423,000</u>	
98	380,700	<u>423,300</u>	
99	381,600	<u>423,600</u>	
100	382,500	<u>423,800</u>	
101	383,300	<u>424,000</u>	
102	384,300	<u>424,300</u>	
103	385,200	<u>424,600</u>	
104	386,100	<u>424,800</u>	
105	386,900	<u>425,000</u>	
106	387,800		
107	388,700		

79	358,400	<u>409,200</u>	<u>426,600</u>
80	359,900	<u>410,200</u>	<u>427,000</u>
81	361,300	<u>411,000</u>	<u>427,300</u>
82	362,600	<u>411,800</u>	<u>427,700</u>
83	363,900	<u>412,500</u>	<u>428,000</u>
84	365,100	<u>413,300</u>	<u>428,300</u>
85	366,300	<u>414,000</u>	<u>428,600</u>
86	367,500	<u>414,600</u>	<u>429,000</u>
87	368,700	<u>415,300</u>	<u>429,300</u>
88	369,800	<u>416,000</u>	<u>429,600</u>
89	370,900	<u>416,600</u>	<u>429,900</u>
90	372,000	<u>417,300</u>	<u>430,200</u>
91	373,100	<u>417,800</u>	<u>430,500</u>
92	374,200	<u>418,400</u>	<u>430,700</u>
93	375,300	<u>418,800</u>	<u>430,900</u>
94	376,500	<u>419,200</u>	<u>431,200</u>
95	377,600	<u>419,500</u>	<u>431,500</u>
96	378,700	<u>419,800</u>	<u>431,700</u>
97	379,700	<u>420,000</u>	<u>431,900</u>
98	380,700	<u>420,300</u>	<u>432,200</u>
99	381,600	<u>420,600</u>	<u>432,500</u>
100	382,500	<u>420,800</u>	<u>432,700</u>
101	383,300	<u>421,000</u>	<u>432,900</u>
102	384,300	<u>421,300</u>	
103	385,200	<u>421,600</u>	
104	386,100	<u>421,800</u>	
105	386,900	<u>422,000</u>	
106	387,800	<u>422,300</u>	
107	388,700	<u>422,600</u>	

108	389,600			
109	390,400			
110	391,400			
111	392,300			
112	393,200			
113	393,800			
114	394,700			
115	395,600			
116	396,500			
117	397,300			
118	398,000			
119	398,800			
120	399,600			
121	400,200			
122	400,900			
123	401,600			
124	402,200			
125	402,800			
126	403,500			
127	404,000			
128	404,600			
129	405,200			
130	405,800			
131	406,300			
132	406,800			
133	407,100			
134	407,400			
135	407,700			
136	408,000			

108	389,600	<u>422,800</u>		
109	390,400	<u>423,000</u>		
110	391,400	<u>423,300</u>		
111	392,300	<u>423,600</u>		
112	393,200	<u>423,800</u>		
113	393,800	<u>424,000</u>		
114	394,700	<u>424,300</u>		
115	395,600	<u>424,600</u>		
116	396,500	<u>424,800</u>		
117	397,300	<u>425,000</u>		
118	398,000			
119	398,800			
120	399,600			
121	400,200			
122	400,900			
123	401,600			
124	402,200			
125	402,800			
126	403,500			
127	404,000			
128	404,600			
129	405,200			
130	405,800			
131	406,300			
132	406,800			
133	407,100			
134	407,400			
135	407,700			
136	408,000			

	137	408,300			
	138	408,600			
	139	408,900			
	140	409,200			
	141	409,500			
	142	409,800			
	143	410,100			
	144	410,400			
	145	410,600			
	146	410,900			
	147	411,200			
	148	411,400			
	149	411,600			
	<u>150</u>	<u>411,900</u>			
	<u>151</u>	<u>412,200</u>			
	<u>152</u>	<u>412,400</u>			
	<u>153</u>	<u>412,600</u>			
	<u>154</u>	<u>412,900</u>			
	<u>155</u>	<u>413,200</u>			
	<u>156</u>	<u>413,400</u>			
	<u>157</u>	<u>413,600</u>			
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員		278,800	306,200	332,800	414,700
備考					
略					

	137	408,300			
	138	408,600			
	139	408,900			
	140	409,200			
	141	409,500			
	142	409,800			
	143	410,100			
	144	410,400			
	145	410,600			
	146	410,900			
	147	411,200			
	148	411,400			
	149	411,600			
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職 員		278,800	306,200	332,800	414,700
備考					
略					

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鈴鹿市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1)～(5)</u> 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第6条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が居住するための住宅(管理者が指定する住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p><u>(2)～(6)</u> 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第6条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が指定する住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 略

2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（次項において「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務をした場合に支給する。

3 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(給与の減額)

第16条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 略

2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（次項において「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務する場合に支給する。

3 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(給与の減額)

第16条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組

里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)若しくは高齢者部分休業(当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日(鈴鹿市職員の定年等に関する条例(昭和59年鈴鹿市条例第27号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内に限る。)について勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)若しくは介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要

里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)若しくは高齢者部分休業(当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日(鈴鹿市職員の定年等に関する条例(昭和59年鈴鹿市条例第27号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内に限る。)について勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)若しくは介護時間(当該職員

とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第19条の2 第5条、第6条、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第19条の2 第5条、第6条、第6条の2、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（特定任期付職員についての給与の特例）	（特定任期付職員についての給与の特例）
第4条 略	第4条 略
2・3 略	2・3 略

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等)

第5条 鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号。以下「給与条例」という。）第3条から第6条まで、第7条の3、第12条、第18条から第20条、第22条まで、第32条、第33条第2項、第34条及び第40条並びに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）第4条から第6条の2まで、第9条、第10条第2項、第11条及び第14条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項、第42条第2項の規定及び第42条の4条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等)

第5条 鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号。以下「給与条例」という。）第3条から第6条まで、第7条の3、第12条、第18条から第22条まで、第32条、第33条第2項、第34条、第40条及び第42条の4並びに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）第4条から第6条の2まで、第9条、第10条第2項、第11条及び第14条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項及び第42条第2項の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第2項中「100分の127.5」と

42条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例第42条の4第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。	あるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。
3 略	3 略

(鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鈴鹿市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第7条の2及び第15条の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、<u>第6条の2</u>、第7条の2及び第15条の規定は、適用しない。</p>

(鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年鈴鹿市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
-----	-----

附 則	附 則
10 新条例第5条第3項から第8項まで、 <u>第3章及び第4章の規定は、暫定再任用職員には適用しない</u>	10 新条例第5条第3項から第8項まで及び <u>第3章から第4章の2までの規定は、暫定再任用職員には適用しない</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において鈴鹿市職員給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の鈴鹿市職員給与条例（次条において「改正後給与条例」という。）第18条から第20条までの規定の適用については、第19条中「(5) 身体又は精神に著しい

「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者  
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同

と、第20条第1項中「13,000円」とあるのは「  
様の事情にある者を含む。）」

11,500円」と、「とする」とあるのは「、行職8級職員等を除く職員であつて前条第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

2 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者」とあるのは、  
 「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者  
 (6) 配偶者は精神に著しい障害がある者  
 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」  
 とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第5条 改正後給与条例第28条第4項及び第29条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表 (附則第2条関係)

1 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1

14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4

42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		

71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					

99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

2 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	特1級	2級	3級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1

12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23

40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	

69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	

97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		



議案第16号

鈴鹿市職員の旅費に関する条例等の一部改正について  
鈴鹿市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例  
( 別 紙 )

#### 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い、職員等に支給する旅費の取扱いを見直すについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市職員の旅費に関する条例(昭和34年鈴鹿市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条— <u>第8条</u> )	第1章 総則(第1条— <u>第11条</u> )
第2章 旅費( <u>第9条—第21条</u> )	第2章 旅費( <u>第12条—第21条の2</u> )
第3章 雑則(第22条— <u>第25条</u> )	第3章 雑則(第22条・ <u>第23条</u> )
附則	附則
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁( <u>任命権者又はその委任を受けた者(以下「出張命令権者」という。)</u> )が認める場合には、 <u>その住所、居所その他出張命令権者が認める場所</u> を離れて旅行することをいう。	(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。
(2) 略	(2) 略
(3) <u>家族</u> 職員の配偶者(届出をしない	(3) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者(届出をし

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員と生計を一にしているものをいう。

(4) 略

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該家族を含む。以下この条において同じ。)が、次条第3項の規定により出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)の変更(取消

ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

(4) 略

(5) 公用車 市有の車(自動車を含む。)及び備上車並びに他の公共団体等のものをいう。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、鈴鹿市職員給与条例(昭和24年鈴鹿市条例第57号)に規定する給料表による当該級の職務(給料表の適用を受けない者については任命権者が市長と協議して定めるこれに相当する職務)をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には市町村の存する地域、都の特別区の存する地域にあつては特別区の存する全地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)を取り消され、

しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

（出張命令等）

第4条 出張は、出張命令権者の発する出張命令等によつて行わなければならない。

2・3 略

（出張命令等に従わない出張）

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

（出張命令等）

第4条 出張は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令等によつて行わなければならない。

2・3 略

（出張命令等に従わない出張）

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更された出張命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 略

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、次章に定めるところによる。

2・3 略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とする。

(1) 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(2) 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(3) 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。

(4) 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

(5) 旅行雑費は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

(6) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、日額旅費及び市内旅費とする。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのもとして第9条から第12条まで、第16条から第20条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によつて計算する。  
ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によつて出張し難い場合には、その現によつた経路によつて計算する。

第8条 略

第2章 略

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用  
(第2号から第5号までに掲げる費用は、

4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

5 日額旅費は、第19条に規定する場合について前条の普通旅費に代えて支給する。

6 市内旅費は、第20条に規定する場合について支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法によつて出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によつて出張し難い場合には、その現によつた経路によつて計算する。

(出張日数等)

第9条 旅費計算上の出張日数は出張のため現に要した日数による。

第10条 出張中に職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第11条 略

第2章 略

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金による。

第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 公務上特に必要があると市長が認める場合には、第1項の費用のほか、特別車両料金を支給する。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（

2 線路による旅行の場合には、その乗車に要する旅客運賃を支給する。

3 急行料金を徴する路程による旅行の場合には、前項に規定する旅客運賃のほか、次の各号のいずれかに該当する旅行に限り、当該各号に掲げる急行料金を支給する。

(1) 特別急行列車を運行する路程による旅行で、片道50キロメートル以上のもの  
特別急行料金

(2) 普通急行列車を運行する路程による旅行で、片道50キロメートル以上のもの  
普通急行料金

4 公務上特に必要があると市長が認める場合には、前2項の規定による旅客運賃及び急行料金のほか、特別車両料金を支給する。

(船賃)

第13条 船賃の額は、下級の旅客運賃による。

第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する料金

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する料金

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため

2 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、旅客運賃のほか、現に要した寝台料金を支給する。

(航空賃)

第14条 航空賃は、緊急やむを得ない公務上の必要により航空機を利用した場合には現に支払った旅客運賃を支給する。

(車賃)

第15条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で支弁することができない場合には実費額によ

特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

る。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合にはその区分された路程ごとに通算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、第20条の場合はこの限りでない。

(旅行雑費)

第16条 県外の出張の場合における旅行雑費

の額は、別表第1の定額による。

2 東京都（特別区の存する地域に限る。）、大阪市又は名古屋市への出張で、市長が必要と認めるときは、前項の旅行雑費の額に1日につき1,000円を加算した額を支給することができる。

3 東京都又は広島県以遠への出張で出張日数が1日のときは、前2項の旅行雑費の額に2,000円を超えない範囲内において規則で定める基準に従い算出した額を加算した額を支給することができる。

4 県内の出張の場合における旅行雑費の額は、規則で定める基準に従い算出した額による。

（宿泊料）

第17条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するときは、宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の2に相当する額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の1に相当する額

3 出張者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（移転料）

第18条 移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

2 前項の算定に当たっては、他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用を除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第18条の2 着後手当の額は、別表第1の旅行雑費定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第18条の3 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新

日において同居している者に限る。以下同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合

には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により旅行雑費、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第19条 第6条に掲げる旅費に代えて日額旅費を支給する出張は、研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための出張のうち、当該出張の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ第6条に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(市内旅費)

第20条 市内出張に係る旅費の支給については、規則で定める。

第20条の2 略

(遺族の旅費)

第19条 略

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から遺族の居住地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新居住地までの旅費

2 略

(私有自動車による出張の場合の旅費)

第21条 出張命令権者が私有自動車（2輪のものを除く。）による出張を認めた場合には、旅費を支給し、その額は規則で定める。

第3章 略

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、出張者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該出張における特別の事情により又は出張の性質上この条例の規定による旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合には、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第20条の3 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 略

(公用車による出張の場合の旅費)

第21条 出張者が公用車により出張したときは、車賃を支給しない。

(私有自動車による出張の場合の旅費)

第21条の2 出張命令権者が私有自動車（2輪のものを除く。）による出張を認めたときは、別に定めるものを除き、普通旅費又は特殊旅費の車賃に10分の3を乗じて得た額を加給することができる。

第3章 略

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合、その他当該出張における特別の事情によりまた当該出張の性質上この条例の規定による旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条第1項、第17条及び第18条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第24条 出張者は、この条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納しなければならない。

(委任)

第25条 略

別表（第13条関係）

2 略

(実施規定)

第23条 略

別表第1（第15条—第17条、第18条の2関係）

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円

区分	車賃 (1kmにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
7級以上の職務の級にある者	29円	公共 交通 期間 の場合 の場 合 公用 車の 場合 1,300円 300円	13,100 円
6級以下の職務の級にある者	29円	公共 交通 期間 の場合 の場 合 公用 車の 場合 1,300円 300円	10,900 円

兵庫県	<u>12,000円</u>
奈良県	<u>11,000円</u>
和歌山県	<u>11,000円</u>
鳥取県	<u>8,000円</u>
島根県	<u>9,000円</u>
岡山県	<u>10,000円</u>
広島県	<u>13,000円</u>
山口県	<u>8,000円</u>
徳島県	<u>10,000円</u>
香川県	<u>15,000円</u>
愛媛県	<u>10,000円</u>
高知県	<u>11,000円</u>
福岡県	<u>18,000円</u>
佐賀県	<u>11,000円</u>
長崎県	<u>11,000円</u>
熊本県	<u>14,000円</u>
大分県	<u>11,000円</u>
宮崎県	<u>12,000円</u>
鹿児島県	<u>12,000円</u>
沖縄県	<u>11,000円</u>

別表第2（第18条関係）

区分	<u>鉄道50</u>	<u>鉄道50</u>	<u>鉄道100</u>	<u>鉄道300</u>
	<u>キロメ</u>	<u>キロメ</u>	<u>キロメ</u>	<u>キロメ</u>
	<u>一トル</u>	<u>一トル</u>	<u>一トル</u>	<u>一トル</u>
	<u>未満</u>	<u>以上100</u>	<u>以上300</u>	<u>以上</u>
		<u>キロメ</u>	<u>キロメ</u>	
		<u>一トル</u>	<u>一トル</u>	
		<u>未満</u>	<u>未満</u>	
移	<u>126,000</u>	<u>144,000</u>	<u>178,000</u>	<u>220,000</u>

	転	円	円	円	円
	料				

(鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前								
<p style="text-align: center;">鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (費用弁償)</p> <p>第4条 非常勤職員が、公務のため市外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として、次のとおり旅費を支給する。</p> <p>(1) 選挙管理委員会委員、監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員については、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年鈴鹿市条例第16号）に定める市長の例による。</p> <p>(2) その他の非常勤職員については、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）に定める一般職の職員の例による。</p>	<p style="text-align: center;">鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (費用弁償)</p> <p>第4条 非常勤職員が、公務のため市外（旅行雑費については、県外）に旅行したときは、次の表に従い最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の経費により計算した費用弁償を支給する。ただし、公務上の必要その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行しがたい場合は、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">車賃</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">旅行雑費</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">宿泊料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">(1 kmに つ</td> <td style="text-align: center;">(1日に つき)</td> <td style="text-align: center;">(1夜 につ き)</td> </tr> </table>		車賃	旅行雑費	宿泊料	区分	(1 kmに つ	(1日に つき)	(1夜 につ き)
	車賃	旅行雑費	宿泊料						
区分	(1 kmに つ	(1日に つき)	(1夜 につ き)						

	き)		
<u>選挙管理委員会委員</u> <u>監査委員</u> <u>教育委員会委員</u> <u>公平委員会委員</u> <u>固定資産評価審査委員会委員</u>	29円	<u>公共交通機関の場合</u> <u>1,500円</u> <u>公用車の場合</u> <u>300円</u>	<u>14,800</u> <u>円</u>
<u>その他の非常勤職員</u>	29円	<u>公共交通機関の場合</u> <u>1,300円</u> <u>公用車の場合</u> <u>300円</u>	<u>13,100</u> <u>円</u>

2 東京都（特別区の存する地域に限る。）、大阪市又は名古屋市への旅行で、特に必要があると認めるときは、前項の旅行雑費の額に1日につき1,000円を加算した額を支給することができる。

3 緊急やむを得ない公務上の必要により航空機を利用した場合には、現に支払った旅客運賃を支給する。

2 前項に定めるもののほか、非常勤職員が職務を行うために要した費用で規則で定めるものは、弁償することができる。

4 前3項に定めるもののほか、非常勤職員が職務を行うために要した費用で規則で定めるものは、弁償することができる。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年鈴鹿市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前								
<p>(旅費)</p> <p>第5条 市長等が公務のため旅行するときに支給する旅費については、<u>鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）に定める一般職の職員の例により計算した旅費を支給する。ただし、同条例に定める宿泊費基準額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>特別の事由により前項の規定によることが不相当と認めるときは、その都度別に定めることができる。</u></p> <p><u>別表（第5条関係）</u></p>	<p>(旅費)</p> <p>第5条 市長等が公務のため旅行するときに支給する旅費の額は、<u>次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">車賃 (1 kmにつき)</th> <th style="text-align: center;">旅行雑費 (1日につき)</th> <th style="text-align: center;">宿泊料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">旅費の額</td> <td style="text-align: center;">29円</td> <td style="text-align: center;">公共交通機関の場合 1,500円 公用車の場合 300円</td> <td style="text-align: center;">14,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 食料は、船舶及び航空機により旅行する場合に限り、支給する。</u></p>	区分	車賃 (1 kmにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	旅費の額	29円	公共交通機関の場合 1,500円 公用車の場合 300円	14,800円
区分	車賃 (1 kmにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)						
旅費の額	29円	公共交通機関の場合 1,500円 公用車の場合 300円	14,800円						

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	18,000 円
青森県	15,000 円
岩手県	13,000 円
宮城県	14,000 円
秋田県	15,000 円
山形県	14,000 円
福島県	11,000 円
茨城県	15,000 円
栃木県	14,000 円
群馬県	14,000 円
埼玉県	27,000 円
千葉県	24,000 円
東京都	27,000 円
神奈川県	22,000 円
新潟県	22,000 円
富山県	15,000 円
石川県	13,000 円
福井県	14,000 円
山梨県	17,000 円
長野県	15,000 円
岐阜県	18,000 円
静岡県	13,000 円
愛知県	15,000 円
三重県	13,000 円
滋賀県	15,000 円
京都府	27,000 円
大阪府	18,000 円

兵庫県	<u>17,000 円</u>
奈良県	<u>15,000 円</u>
和歌山県	<u>15,000 円</u>
鳥取県	<u>11,000 円</u>
島根県	<u>13,000 円</u>
岡山県	<u>14,000 円</u>
広島県	<u>18,000 円</u>
山口県	<u>11,000 円</u>
徳島県	<u>14,000 円</u>
香川県	<u>21,000 円</u>
愛媛県	<u>14,000 円</u>
高知県	<u>15,000 円</u>
福岡県	<u>25,000 円</u>
佐賀県	<u>15,000 円</u>
長崎県	<u>15,000 円</u>
熊本県	<u>20,000 円</u>
大分県	<u>15,000 円</u>
宮崎県	<u>17,000 円</u>
鹿児島県	<u>17,000 円</u>
沖縄県	<u>15,000 円</u>

(鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年鈴鹿市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(費用弁償)	(費用弁償)
第5条 議長等が公務のため <u>市外に旅行した</u>	第5条 議長等が公務のため <u>市外</u> （旅行雑費

ときは、その旅行について費用弁償として、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年鈴鹿市条例第16号）に定める市長の例による旅費を支給する。

については、（県外）に旅行したときは、次の表に従い最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の経費により計算した費用弁償を支給する。ただし、公務上の必要その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

区分	車賃 (1 km につき)	旅行雑費 (1 日 につき)	宿泊料 (1 夜に つき)
議長等	29円	公共交通機関の場合 1,500円 公用車の場合 300円	14,800円

2 東京都（特別区の存する地域に限る。）、大阪市又は名古屋市への旅行で、特に必要があると認めるときは、前項の旅行雑費の額に1日につき1,000円を加算した額を支給することができる。

3 緊急やむを得ない公務上の必要により航空機を利用した場合には、現に支払った旅客運賃を支給する。

(鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例（平成26年鈴鹿市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(実費弁償)</p> <p>第3条 出頭人等に対しては、次に掲げる実費を弁償する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他の交通費</u></p> <p>(6) <u>宿泊費</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(実費弁償の額及び支給方法)</p> <p>第4条 実費弁償の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費</u> 鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）の例により算定した額</p> <p>2 略</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第3条 出頭人等に対しては、次に掲げる実費を弁償する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>車賃</u></p> <p>(6) <u>宿泊料</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(実費弁償の額及び支給方法)</p> <p>第4条 実費弁償の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>宿泊料</u> <u>1夜につき13,100円</u></p> <p>(3) <u>鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃</u> 鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）の例により算定した額</p> <p>2 略</p>

(鈴鹿市消防団条例の一部改正)

第6条 鈴鹿市消防団条例（平成26年鈴鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前

<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 前項第2号の場合において、鈴鹿市職員の旅費に関する条例別表第1中「7級以上の職務の級にある者」とあるのは「団長」と、「6級以下の職務の級にある者」とあるのは「団長以外の消防団員」と読み替えるものとする。</u></p>
----------------------------	--

(鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鈴鹿市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）の規定の例による。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）の規定の例による。<u>この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務の級は、給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表における1級に相当するものとする。</u></p>

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(鈴鹿市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鈴鹿市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例

第2条第1項第1号に規定する出張命令権者が新条例第4条第1項に規定する出張命令等を発する旅行及び新条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の鈴鹿市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発した旅行及び旧条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第1号に規定する出張命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該出張命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。

（鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、第3条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例及び第4条の規定による改正後の鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部改正について

鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

雇用保険法の一部改正に伴い、職員の退職手当に係る規定を整備するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員退職手当支給条例（昭和31年鈴鹿市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第10条 略	第10条 略
2～10 略	2～10 略
11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>安定した職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5)・(6) 略	(5)・(6) 略
12・13 略	12・13 略

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

15～17 略

附 則

7 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 略

附 則

7 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。

）の規定は、退職職員（退職した鈴鹿市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。



鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例の廃止に伴い、建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の新設等を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料) 第2条 市が手数料を徴収する事務並びに当該手数料の名称及び金額は、別表第1から別表第16までに定めるところによる。	(手数料) 第2条 市が手数料を徴収する事務並びに当該手数料の名称及び金額は、別表第1から別表第17までに定めるところによる。

改正後

別表第5（第2条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

手数料を徴収 する事務	手数料の名 称	手数料の金額		
		区分	金額	
1 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に対する審査	ア 建築物を建築する場合（ウに掲げる場合及び移転（同一敷地内におけるものに限る。以下この表において同じ。）をする場合を除く。）に係る確認申請又は計画	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>12,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>27,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>63,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>97,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>110,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>160,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>239,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>352,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>630,000円</u>

改正前

別表第5（第2条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額				
		区分		金額		
1 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に対する審査	ア	建築物を建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転（同一敷地内におけるものに限る。以下この表において同じ。）をする場合を除く。）に係る確認申請又は計画	建築物	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>8,000円</u>
			建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転（同一敷地内におけるものに限る。以下この表において同じ。）をする場合を除く。）に係る確認申請又は計画	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>19,000円</u>
			建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転（同一敷地内におけるものに限る。以下この表において同じ。）をする場合を除く。）に係る確認申請又は計画	当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>41,000円</u>
			建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転（同一敷地内におけるものに限る。以下この表において同じ。）をする場合を除く。）に係る確認申請又は計画	当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>63,000円</u>
			建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転（同一敷地内におけるものに限る。以下この表において同じ。）をする場合を除く。）に係る確認申請又は計画	当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>107,000円</u>
			建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転（同一敷地内におけるものに限る。以下この表において同じ。）をする場合を除く。）に係る確認申請又は計画	当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>155,000円</u>
			建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転（同一敷地内におけるものに限る。以下この表において同じ。）をする場合を除く。）に係る確認申請又は計画	当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>231,000円</u>
			建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転（同一敷地内におけるものに限る。以下この表において同じ。）をする場合を除く。）に係る確認申請又は計画	当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>341,000円</u>
			当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>610,000円</u>	

	通知手数料	計が50,000平方メートルを超えるもの		つき		
イ	建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な	(ア)	一	当該建築に係る部分の床面積が200平方メートル以内のもの	1件につき	15,000円
			二	当該建築に係る部分の床面積が200平方メートルを超えるもの	1件につき	16,000円
	(イ)	共同住宅等	共	当該建築に係る部分の床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき	27,000円
			同	当該建築に係る部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	42,000円
			住	当該建築に係る部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	66,000円
			宅	当該建築に係る部分の床面積が5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	85,000円
			等			

通知手  
数料

計が50,000平方メートルを超える  
もの

つき

		<u>特定建</u> <u>築行為</u> <u>である</u> <u>場合に</u> <u>係る建</u> <u>築物の</u> <u>エネルギー</u> <u>消費性能</u> <u>の向上</u> <u>等に関</u> <u>する法</u> <u>律施行</u> <u>規則（</u> <u>平成28</u> <u>年国土</u> <u>交通省</u> <u>令第5</u> <u>号）第</u> <u>2条第</u> <u>1項第</u> <u>1号の</u> <u>規定に</u> <u>基づく</u> <u>審査手</u> <u>数料</u>						
	<u>ウ</u> <u>～</u> <u>オ</u>	略						



2	略					
3						
4	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了通知	ア	建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>29,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>35,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>58,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>82,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>88,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>97,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>177,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>252,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>464,000円</u>

2 略

3

4	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了通知	ア	建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に係る完了検査又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>17,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>22,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>36,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>51,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>67,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>95,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>171,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>244,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>449,000円</u>

		イ	略			
5	略					
6	略					
7	建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく当該建築物に係る完了検査又は同法第18条第28項に規定する特定工程に係る建築物に関する同条第20項の規定に基づく	ア	建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に関する特定工程に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>28,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>34,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>56,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>79,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>84,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>91,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>169,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>245,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超える	1件につき	<u>458,000円</u>

		イ	略			
5	略					
6	略					
7	建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく当該建築物に係る完了検査又は同法第18条第28項に規定する特定工程に係る建築物に関する同条第20項の規定に基づく	ア	建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に関する特定工程に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>17,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>21,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>34,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>49,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>64,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>89,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>164,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>237,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超える	1件につき	<u>443,000円</u>

	当該建築物に係る完了通知		もの		
		イ	略		
8	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知	建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>26,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>32,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>50,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>71,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>77,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>86,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>148,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>211,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>404,000円</u>

	当該建築物に係る完了通知		もの		
		イ	略		
8	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知	建築物に関する中間検査又は特定工程工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>17,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>21,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>33,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>47,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>62,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>84,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>143,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>204,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>391,000円</u>

9	略
～	
61	

備考

- 1 この表において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号の規定を適用する建築物が含まれているときは、1の項アに規定する手数料のほか、1の項イに規定する手数料を徴収する。

3～5 略

別表第8（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額					
		区分		1件当たりの金額			
1 建築物のエネルギー消費	建築物のエネルギー消費	ア 住宅のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	一戸建ての住宅		5,000円	
				共同住宅等	住戸部 分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	10,000円
						1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円
						1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	28,000円
						1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	48,000円
						1棟の総戸数が51戸以上	86,000円

9 ～ 61	略
--------------	---

備考

1～3 略

別表第8（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	1件当たりの金額
1 建築物のエネルギー消費	建築物エネルギー消費		

消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 11 条 第 1 項 又 は 第 12 条 第 2 項 の	性 能 適 合 性 判 定 手 数 料	第29条第 3項各号 に掲げる 事項が記 載されて いる場合 の同項に 規定する 他の建築 物におい て、当該 建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 と当該他 の建築物 における 建築物エ ネルギー 消費性能 確保計画 が同様の 方法によ り評価さ れたもの である場 合		<u>上100戸以下のもの</u>	
				<u>1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの</u>	<u>137,000円</u>
				<u>1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの</u>	<u>173,000円</u>
				<u>1棟の総戸数が301戸以 上のもの</u>	<u>185,000円</u>
			共 用 部 分	<u>床面積が300平方メー トル以内のもの</u>	<u>10,000円</u>
				<u>床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの</u>	<u>18,000円</u>
				<u>床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの</u>	<u>28,000円</u>
				<u>床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの</u>	<u>86,000円</u>
				<u>床面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの</u>	<u>137,000円</u>
				<u>床面積が10,000平方メ ートルを超え、25,000 平方メートル以内のも の</u>	<u>173,000円</u>
				<u>床面積が25,000平方メ ートルを超えるもの</u>	<u>217,000円</u>
			その他の	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>36,000円</u>

性能適合性判定手数料  
消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の

規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

場合

共同住宅等	住戸	1棟の総戸数が5戸以下のもの	74,000円	
	住戸	1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	104,000円	
		1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	147,000円	
	住戸	1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	211,000円	
		1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	303,000円	
	住戸	1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	411,000円	
		1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	539,000円	
	住戸	1棟の総戸数が301戸以上のもの	633,000円	
	共用部分	共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	117,000円
		共用部分	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	155,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	194,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	303,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	389,000円

規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

			<u>方メートル以内のもの</u>	
			<u>床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>465,000円</u>
			<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>541,000円</u>
<u>イ</u>	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画</u>		床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円
<u>非</u>	<u>に建築物のエネルギー消費性能の向上</u>		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,000円
<u>住</u>	<u>等に関する法律</u>		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,000円
<u>建</u>	<u>第29条第3項各号</u>		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,000円
<u>築</u>	<u>に掲げる事項が記載されている場合</u>		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,000円
<u>物</u>	<u>の同項に規定する</u>		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,000円
<u>の</u>	<u>他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における</u>		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
<u>場</u>	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合</u>			
<u>合</u>				
<u>そ</u>	<u>建</u>	<u>(ア) 判定</u>	床面積が300平方メートル以内のもの	98,000円
<u>の</u>	<u>築</u>	<u>に係る建</u>		

<u>建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合</u>			床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	<u>その</u>	建	ア 判定に	床面積が300平方メートル以内のもの
<u>他の</u>	築	係る建築		

<u>他</u> <u>の</u> <u>場</u> <u>合</u>  住宅 部 分 の 用 途 が 工 場 等 以 外 で あ る 場 合	建築物エネ ルギー消 費性能確 保計画が	床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	124,000円
	、建築物 のエネル ギー消費	床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	164,000円
	性能の向 上等に関 する法律	床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	266,000円
	第2条第 1項第3 号の規定	床面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの	348,000円
	により定 められた 簡易な評 価方法で	床面積が10,000平方メ ートルを超え、25,000 平方メートル以内のも の	418,000円
	あつて市 長が定め る方法に より評価 されたも のである 場合	床面積が25,000平方メ ートルを超えるもの	490,000円
	(イ) (ア) 以外の評 価方法に より評価 されたも	床面積が300平方メー トル以内のもの	256,000円
		床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	321,000円

場合	物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	物エネルギー消費性能確保	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,000円
		計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	164,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	266,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	348,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	418,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	490,000円
		<u>イ</u> <u>ア</u> 以外の評価方法により評価されたもので	床面積が300平方メートル以内のもの	256,000円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	321,000円

のである 場合	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	415,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	592,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	730,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	862,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,000円
建築物の非住宅 部分の用途が工場等である場合	床面積が300平方メートル以内のもの	21,000円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	107,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	161,000円

ある場合	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	415,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	592,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	730,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	862,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,000円
建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合	床面積が300平方メートル以内のもの	21,000円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	107,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	161,000円

					床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	200,000円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	249,000円
		複合建築物の場合				住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を合算した額
2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に	ア	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築	一戸建ての住宅		3,000円
				共用	1棟の総戸数が5戸以下のもの	6,000円
				同居	1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
				住戸	1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,000円
				住宅部分	1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円
				等	1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	52,000円
					1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,000円
					1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,000円
					1棟の総戸数が301戸以上のもの	111,000円
				共用	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円

			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	200,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	249,000円
2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定		

関 手 数 料	法 律 第 11 条 第 2 項 又 は 第 12 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物	物におい て、当該 建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 と当該他 の建築物 における 建築物エ ネルギー 消費性能 確保計画 が同様の 方法によ り評価さ れたもの である場 合	部 分	床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	11,000円
				床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	17,000円
				床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	52,000円
				床面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの	82,000円
				床面積が10,000平方メ ートルを超え、25,000 平方メートル以内のも の	104,000円
				床面積が25,000平方メ ートルを超えるもの	130,000円
				その他の 場合	一戸建ての住宅
		共 同 住 宅 分 等	1棟の総戸数が5戸以 下のもの	38,000円	
			1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	54,000円	
			1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	76,000円	
			1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	110,000円	
			1棟の総戸数が51戸以	160,000円	

関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物	手数料			
---------------------------------	-----	--	--	--

エネルギー消費性能適合性判定

		<u>上100戸以下のもの</u>	
		<u>1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの</u>	<u>219,000円</u>
		<u>1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u>	<u>287,000円</u>
		<u>1棟の総戸数が301戸以上上のもの</u>	<u>335,000円</u>
	共用部分	<u>床面積が300平方メートル以内のもの</u>	<u>59,000円</u>
		<u>床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>79,000円</u>
		<u>床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>100,000円</u>
		<u>床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>160,000円</u>
		<u>床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>208,000円</u>
		<u>床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>249,000円</u>
		<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>292,000円</u>
イ	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画</u>	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円

エ  
ネ  
ル  
ギ  
ー  
消  
費  
性  
能  
適  
合  
性  
判  
定

建築物エネルギー消費  
性能向上計画に建築物

床面積が300平方メー  
トル以内のもの

6,000円

非 住 宅 建 築 物 の 場 合	に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の方法により評価されたものである場合		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
	そ の 他 の 場 合	建 築 物 の 非 住 宅 部 分 の	(ア) 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向	床面積が300平方メートル以内のもの
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	85,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方	142,000円

<u>のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合</u>			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
			<u>その他の場合</u>	<u>建築物の非住宅部分の</u>
床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,000円			
床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	85,000円			
床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方	142,000円			

用途が工場等以外である場合	上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	メートル以内のもの	
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	188,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	227,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	268,000円
	(イ) (ア) 以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	129,000円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	162,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	210,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	305,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平	379,000円

用途が工場等以外である場合	等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	メートル以内のもの	
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	188,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	227,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	268,000円
	イ ア以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	129,000円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	162,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	210,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	305,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	379,000円

		方メートル以内のもの	
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	449,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,000円
建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合		床面積が300平方メートル以内のもの	11,000円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	16,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	24,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	62,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	95,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	118,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	147,000円
	複合建築物の場合		住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応

		方メートル以内のもの	
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	449,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,000円
建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合		床面積が300平方メートル以内のもの	11,000円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	16,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	24,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	62,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	95,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	118,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	147,000円

				じたいの手数料の金額を 合算した額		
3	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 に 係 る 軽 微 な 変 更 に 該	ア	一戸建ての住宅		9,000円	
			共同住 宅等	住戸部 分	1棟の総戸数が5戸以 下のもの	19,000円
					1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	27,000円
					1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	38,000円
					1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	55,000円
					1棟の総戸数が51戸以 上100戸以下のもの	80,000円
					1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	109,000円
					1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	143,000円
					1棟の総戸数が301戸以 上のもの	167,000円
					共用部 分	
			床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	39,000円		
			床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	50,000円		
			床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方	80,000円		

<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更</p>				
--	----------------------------------	--	--	--	--

第2項又は第12条第3項の申請手数料変更に該当していることを証す	当する旨の証明書交付			メートル以内のもの		
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	104,000円	
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	124,000円	
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	146,000円	
	イ 建築物の非住宅建築物の場合	非住宅建築物の場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号	床面積が300平方メートル以内のもの	25,000円
					床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	32,000円
					床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
					床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	71,000円
					床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	94,000円
					床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	113,000円
床面積が25,000平方メ	134,000円					

第2項又は第13条第3項の軽微な変更に関する証明書を交付する旨の証明書を提出するに該当していることを証す	当する旨の証明書を提出するに該当していることを証す	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の	床面積が300平方メートル以内のもの	25,000円
				床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	32,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	71,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	94,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	113,000円
				床面積が25,000平方メ	134,000円

る  
書  
面  
の  
交  
付  
申  
請  
に  
対  
す  
る  
審  
査

<p>の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が定める方法により評価されたものである場合</p>	<p>メートルを超えるもの</p>	
<p>(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合</p>	<p>床面積が300平方メートル以内のもの</p>	<p>64,000円</p>
	<p>床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>81,000円</p>
	<p>床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>105,000円</p>
	<p>床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>152,000円</p>
	<p>床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>189,000円</p>

る  
書  
面  
の  
交  
付  
申  
請  
に  
対  
す  
る  
審  
査

<p>規定に より定 められ た簡易 な評価 方法で あって 市長が 定める 方法に より評 価され たもの である 場合</p>	<p>一トルを超えるもの</p>	
<p>イ ア以 外の評 価方法 により 評価さ れたも のであ る場合</p>	<p>床面積が300平方メー トル以内のもの</p>	<p>64,000円</p>
	<p>床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの</p>	<p>81,000円</p>
	<p>床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの</p>	<p>105,000円</p>
	<p>床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの</p>	<p>152,000円</p>
	<p>床面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの</p>	<p>189,000円</p>

	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	224,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	257,000円
<u>建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合</u>	床面積が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	12,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	31,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	59,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	73,000円
	<u>複合建築物の場合</u>	<u>住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を</u>

	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	224,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	257,000円
<u>建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合</u> <u>倉</u>	床面積が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	12,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	31,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	59,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	73,000円

					合算した額		
4	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 29 条 第	ア 住 宅 の 場 合	申請に係 る建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画が、建 築物のエ ネルギー 消費性能 の向上等 に関する 法律第30 条第1項 各号に掲 げる基準 又はこれ と同等の 基準に適 合するも のとして 市長が定 める方法 により技 術審査を 受けたも のである 場合	一戸建ての住宅		5,000円	
				共 同 住 宅 等	住 戸 部 分	1棟の総戸数が5戸以 下のもの	10,100円
						1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	17,300円
						1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	28,900円
						1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	48,400円
						1棟の総戸数が51戸以 上100戸以下のもの	86,800円
						1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	137,400円
						1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	173,600円
						1棟の総戸数が301戸以 上のもの	185,100円
						共 用 部 分	床面積が300平方メー トル以内のもの
				床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	18,400円		
				床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	28,900円		
				床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	86,800円		

4	建 築 物 の エ ネ ル ギ 一 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 34 条 第 3	住 宅 の エ ネ ル ギ 一 消 費 性 能 の 向 上 計 画 認 定 申 請 手 数 料	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	一戸建ての住宅		5,000円	
				共 同 住 宅 等	住 戸 部 分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	10,100円
						1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,300円
						1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	28,900円
						1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	48,400円
						1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	86,800円
						1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	137,400円
						1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	173,600円
						1棟の総戸数が301戸以上のもの	185,100円
				共 用 部 分		床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円
						床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,400円
						床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,900円
						床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,800円

1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 認 定 の 申				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,400円	
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,600円	
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	
	<u>そ</u>	(ア)		一戸建ての住宅	18,700円	
	<u>の</u>	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向	共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	35,300円
	<u>他</u>				1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	51,200円
	<u>の</u>				1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	73,600円
	<u>場</u>				1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	111,100円
	<u>合</u>				1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	168,100円
					1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	239,500円
	1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの				309,500円	
	1棟の総戸数が301戸以上のもの				352,100円	

1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 認 定 の				床面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの	137,400円
				床面積が10,000平方メ ートルを超え、25,000 平方メートル以内のも の	173,600円
				床面積が25,000平方メ ートルを超えるもの	217,000円
	<u>イ</u>	(ア)	一戸建ての住宅		18,700円
	<u>ア</u>	申請 に係 る建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画が 、建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向	共 同 住 宅 等	住 1棟の総戸数が5戸以下 の もの	35,300円
	<u>以</u>			住 1棟の総戸数が6戸以上 10戸以下のもの	51,200円
	<u>外</u>			等 1棟の総戸数が11戸以上 25戸以下のもの	73,600円
	<u>の</u>			1棟の総戸数が26戸以上 50戸以下のもの	111,100円
	<u>場</u>			1棟の総戸数が51戸以上 100戸以下のもの	168,100円
	<u>合</u>			1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	239,500円
	1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの			309,500円	
	1棟の総戸数が301戸以 上のもの			352,100円	

請  
に  
対  
す  
る  
審  
査

上  
等  
に  
関  
す  
る  
法  
律  
第30  
条第  
1項  
第1  
号の  
規  
定  
に  
よ  
り  
定  
め  
ら  
れ  
た  
簡  
易  
な  
評  
価  
方  
法  
で  
あ  
っ  
て  
市  
長  
が  
定  
め  
る  
方  
法  
に  
よ  
り  
評  
価  
さ  
れ  
た  
も  
の  
で  
あ  
る

申請に対する審査

上等に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が定める方法により評価されたものである

場合						
(イ)	一戸建ての住宅			36,800円		
(ア) 以外 の評 価方 法に より 評価 され たも ので ある 場合	共 同 住 部 分 等	住 戸 部 分	1棟の総戸数が5戸以 下のもの	74,500円		
			1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	104,800円		
			1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	147,500円		
			1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	211,900円		
			1棟の総戸数が51戸以 上100戸以下のもの	303,800円		
			1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	411,500円		
			1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	539,600円		
			1棟の総戸数が301戸以 上のもの	633,600円		
			共 用 部 分		床面積が300平方メー トル以内のもの	117,900円
					床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	155,500円
	床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	194,500円				
	床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	303,000円				

場合			
(イ)		一戸建ての住宅	36,800円
(ア) 以外 の評 価方 法に より 評価 され たも ので ある 場合	共 住 同 戸 住 部 宅 分 等	1棟の総戸数が5戸以下 のもの	74,500円
		1棟の総戸数が6戸以上 10戸以下のもの	104,800円
		1棟の総戸数が11戸以上 25戸以下のもの	147,500円
		1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	211,900円
		1棟の総戸数が51戸以上 100戸以下のもの	303,800円
		1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	411,500円
		1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	539,600円
		1棟の総戸数が301戸以 上のもの	633,600円
	共 用 部 分	床面積が300平方メー トル以内のもの	117,900円
		床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	155,500円
		床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	194,500円
		床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	303,000円

			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	389,100円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	465,100円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,700円
イ 非 住 宅 建 築 物 の 場 合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合		床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,400円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,900円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,800円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,400円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,600円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円

			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	389,100円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	465,100円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,700円
非住宅建築物の場合	ア	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,400円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,900円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,800円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,400円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,600円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円

そ の 他 の 場 合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,900円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	157,300円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	254,700円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	332,600円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	399,800円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円
		(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの
床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	321,600円		
床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	415,200円		

イ ア 以 外 の 場 合	(ア) 申請に係る建築物 エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 <u>35条第1項第1号</u> の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円	
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,900円	
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	157,300円	
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	254,700円	
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	332,600円	
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	399,800円	
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円	
		(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	256,700円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	321,600円	
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	415,200円	

			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	592,600円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	730,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	862,900円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,500円
		複合建築物の場合	<u>住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を合算した額</u>	

		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	592,600円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	730,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	862,900円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,500円
複合建築物の場合		<p>申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。</p> <p>(1) <u>一戸の住宅の用途</u>に供する部分を有する場合 <u>4の項の一戸建ての住宅の手数料の金額</u></p> <p>(2) <u>共同住宅等の用途</u>に供する部分を有する建築物で共用部分の<u>誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合</u>  <u>(ア)及び(イ)の金額を合算した金額</u>  <u>(ア) 住戸部分の総戸</u></p>	

5	建 築 物 の エ ネ ル ギ 一 費	ア 建 築 物 エ ネ ル ギ 一 消 費	申請に係 る建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画が、建 築物のエ ネルギー 消費性能 の向上等	一戸建ての住宅		3,000円	
				共 同 住 宅 分 等	住 戸 部 分	1棟の総戸数が5戸以 下のもの	6,000円
						1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	10,400円
						1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	17,300円
						1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	29,000円
						1棟の総戸数が51戸以	52,000円

						<p>数に応じた4の項の 共同住宅等の住戸部 分の手数料の金額</p> <p>(イ) 共用部分の床面 積に応じた4の項の 共同住宅等の共用部 分の手数料の金額</p> <p>(3) 共同住宅等の用途 に供する部分を有する 建築物で共用部分の誘 導設計一次エネルギー 消費量を算定しない場 合 前号(ア)の金額</p> <p>(4) 住宅以外の用途に 供する部分を有する場 合 住宅以外の用途に 供する部分の床面積に 応じた4の項の非住宅 建築物の手数料の金額</p>	
5	建	住	ア 申請に	一戸建ての住宅		3,000円	
建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費	宅 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上	係る建築 物エネルギー 消費 性能向上 計画が、 建築物の エネルギー 消費性 能の向上	共 同 住 宅 分 等	住	1棟の総戸数が5戸以下 のもの	6,000円
					住	1棟の総戸数が6戸以上 10戸以下のもの	10,400円
					住	1棟の総戸数が11戸以上 25戸以下のもの	17,300円
					住	1棟の総戸数が26戸以上 50戸以下のもの	29,000円
					住	1棟の総戸数が51戸以上	52,000円

消費性能向上計画変更認定申請手数料 第31条第1項の規定に基づく建築	性能向上計画変更認定申請手数料	に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合			上100戸以下のもの				
					1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,400円			
					1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,100円			
					1棟の総戸数が301戸以上のもの	111,100円			
					共用	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円		
					部分	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円		
						床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円		
						床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円		
						床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,400円		
						床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,100円		
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円		
						そ	(ア)	一戸建ての住宅	9,800円
					の	申請	共住	1棟の総戸数が5戸以	18,600円

消費性能向上計画変更認定申請手数料第36条第1項の規定に基づく建築	性能向上計画変更認定申請手数料	等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合		100戸以下のもの		
				1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,400円	
				1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,100円	
				1棟の総戸数が301戸以上のもの	111,100円	
				共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
					床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
					床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円
					床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円
					床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,400円
					床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,100円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円
				イ (ア)	一戸建ての住宅	9,800円
				申請	共 住	1棟の総戸数が5戸以下

物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 認 定 の 変 更 の 申 請 に 対 す る 審 査	他 の 場 合	に係 る建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画が 、建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向 上等 に関 する 法律 第30 条第 1項 第1 号の 規定 によ	同 住 宅 等	戸 部 分	下のもの	
					1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	23,700円
					1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	39,600円
					1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	60,400円
					1棟の総戸数が51戸以 上100戸以下のもの	92,700円
					1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	133,500円
					1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	172,100円
					1棟の総戸数が301戸以 上のもの	176,000円

物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 認 定 の 変 更 の 申 請 に 対 す る 審 査	ア 以 外 の 場 合	に係 る建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画が 、建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向 上等 に関 する 法律 第35 条第 1項 第1 号の 規定 によ	同 住 宅 等	戸 部 分	のもの	
					1棟の総戸数が6戸以上 10戸以下のもの	23,700円
					1棟の総戸数が11戸以上 25戸以下のもの	39,600円
					1棟の総戸数が26戸以上 50戸以下のもの	60,400円
					1棟の総戸数が51戸以上 100戸以下のもの	92,700円
					1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	133,500円
					1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	172,100円
					1棟の総戸数が301戸以 上のもの	176,000円

り定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合

(イ)	一戸建ての住宅		18,900円	
(ア) 以外の評価方法により評価され	共同住宅等	住戸	1棟の総戸数が5戸以下のもの	38,200円
		住部分	1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	54,100円
			1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	76,600円
			1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	110,800円

				り定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合			
			(イ)	一戸建ての住宅		18,900円	
			(ア) 以外の評価方法により評価され	共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	38,200円
						1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	54,100円
						1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	76,600円
						1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	110,800円

		たも ので ある 場合	1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	160,500円
			1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	219,500円
			1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	287,100円
			1棟の総戸数が301戸以上のもの	335,300円
	共用 部分		床面積が300平方メートル以内のもの	59,900円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	79,500円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	100,100円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	160,200円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	208,300円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	249,900円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	292,500円
イ	申請に係る建築物		床面積が300平方メートル	6,000円

					1棟の総戸数が51戸以上 100戸以下のもの	160,500円
					1棟の総戸数が101戸以上 200戸以下のもの	219,500円
					1棟の総戸数が201戸以上 300戸以下のもの	287,100円
					1棟の総戸数が301戸以上 のもの	335,300円
				共用	床面積が300平方メートル以内のもの	59,900円
				部分	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	79,500円
					床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	100,100円
					床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	160,200円
					床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	208,300円
					床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	249,900円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	292,500円
非	ア	申請に係る建			床面積が300平方メートル	6,000円

非住宅建築物の場合	エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	ル以内のもの	
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,400円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,100円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円
		その他の場合	(ア) 申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30
床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,300円		
床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	81,500円		
床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方	136,000円		

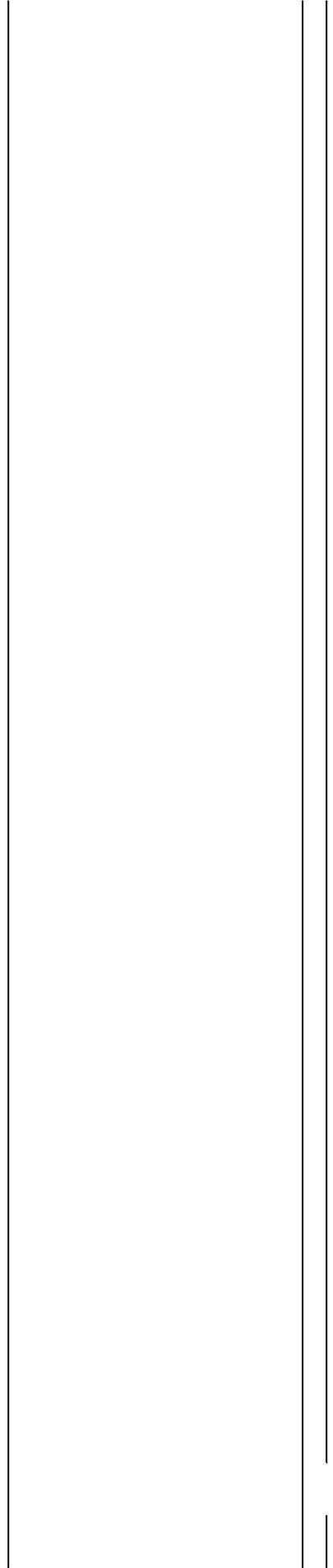
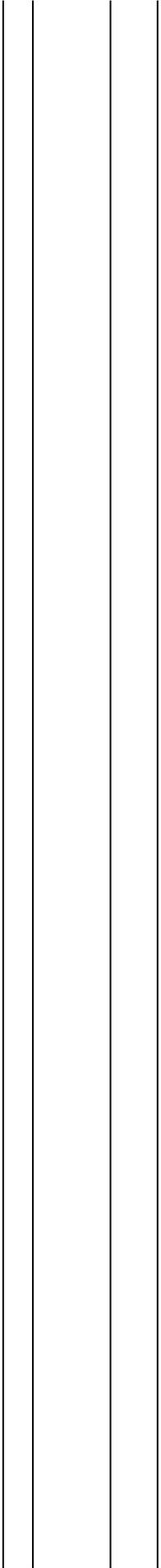
住宅建築物の場合	建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	ル以内のもの		
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円	
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円	
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円	
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,400円	
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,100円	
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	
	イ	(ア) 申請に係る建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	47,900円
	ア	エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,300円
以外		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	81,500円	
の場		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方	136,000円	
合				

<p>条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合</p>	メートル以内のもの	
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	180,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	217,200円
<p>(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合</p>	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	256,100円
	床面積が300平方メートル以内のもの	129,400円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	162,600円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	210,600円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	305,300円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	379,300円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	449,600円

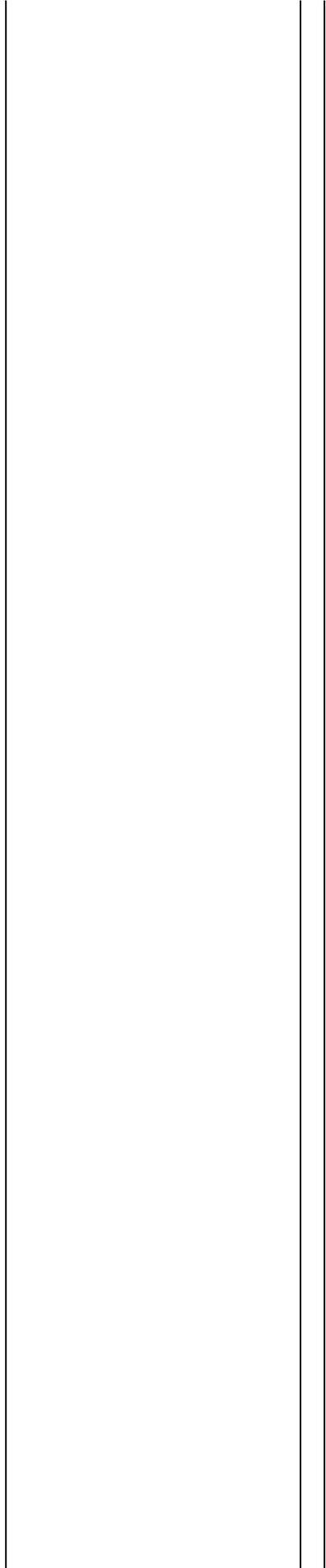
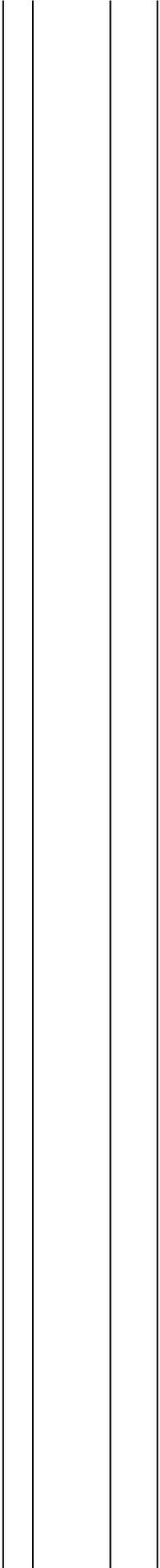
<p>条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合</p>	メートル以内のもの	
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	180,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	217,200円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	256,100円
<p>(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合</p>	床面積が300平方メートル以内のもの	129,400円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	162,600円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	210,600円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	305,300円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	379,300円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	449,600円

			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,900円
		複合建築物の場合		<u>住宅部分に応じたアの手          数料及び非住宅部分に応          じたイの手数料の金額を          合算した額</u>

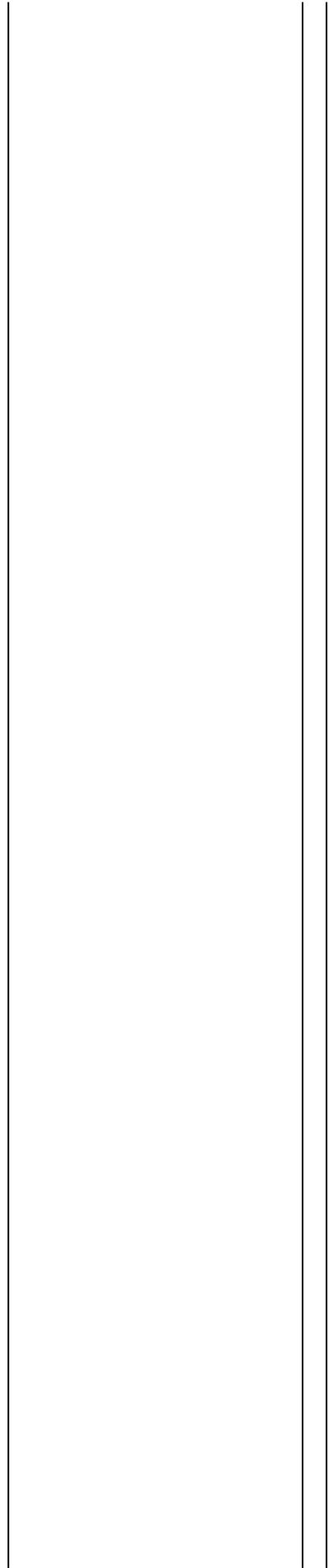
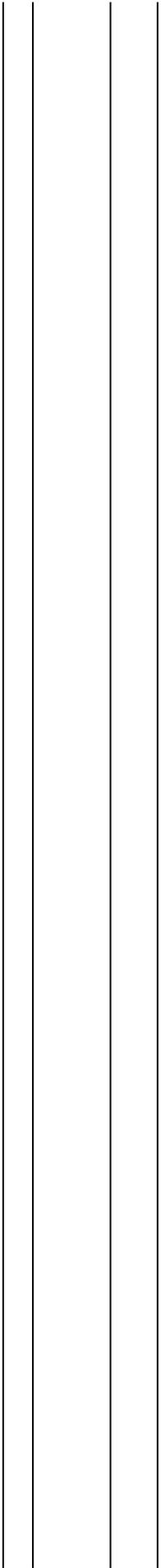
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,900円
複合建築物の場合			<p>申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。</p> <p>(1) <u>一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合</u> <u>5の項の一戸建ての住宅の手数料の金額</u></p> <p>(2) <u>共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) <u>及び(イ)の金額を合算した金額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) <u>住戸部分の総戸数に応じた5の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) <u>共用部分の床面積に応じた5の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u></p> <p>(3) <u>共同住宅等の用途に供する部分を有する</u></p>	



						建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号(ア)の金額	
						(4) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた5の項の非住宅建築物の手数料の金額	
6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に	住宅場のエネルギー消費性能に係る認定申請	ア 申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める	一戸建ての住宅		5,000円	
				共用	住戸	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円
				共用	住戸	1棟の申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,100円
				共用	住戸	1棟の申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,300円
				共用	住戸	1棟の申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	28,900円
				共用	住戸	1棟の申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	48,400円
				共用	住戸	1棟の申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	86,800円
				共用	住戸	1棟の申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	137,400円
				共用	住戸	1棟の申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	173,600円
				共用	住戸	1棟の申請戸数が301戸以下のもの	185,100円



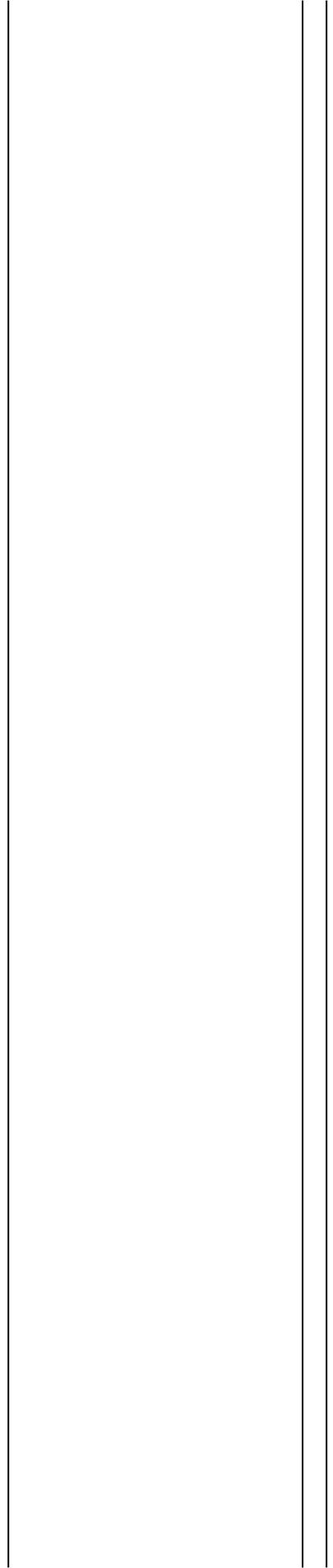
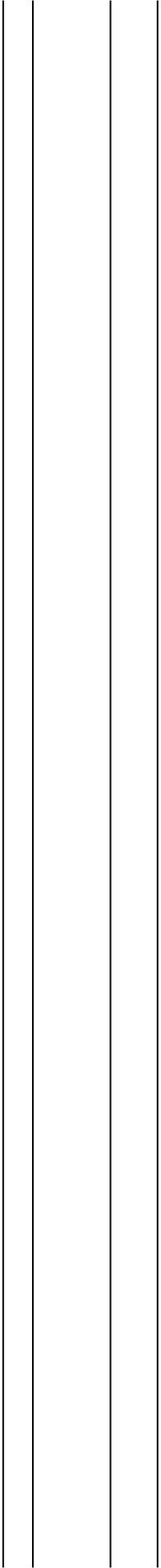
関 す る 法 律 第 41 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ 二 消 費 性	手 数 料	方法によ り技術審 査を受け たもので ある場合	部 分	床面積が300平方メー トル以内のもの	10,100円				
				床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	18,400円				
				床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	28,900円				
				床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	86,800円				
				床面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの	137,400円				
				床面積が10,000平方メ ートルを超え、25,000 平方メートル以内のも の	173,600円				
				床面積が25,000平方メ ートルを超えるもの	217,000円				
				イ (ア)	一戸建ての住宅		18,700円		
				ア 以 外 の 場 合	申請 に係 る建 築物 の共 用部 分以 外の	共 同 住 宅 等	住 戸	1棟の申請戸数が1戸 のもの	18,700円
							住 部	1棟の申請戸数が2戸 以上5戸以下のもの	35,300円
住 分	1棟の申請戸数が6戸 以上10戸以下のもの	51,200円							
等	1棟の申請戸数が11戸 以上25戸以下のもの	73,600円							



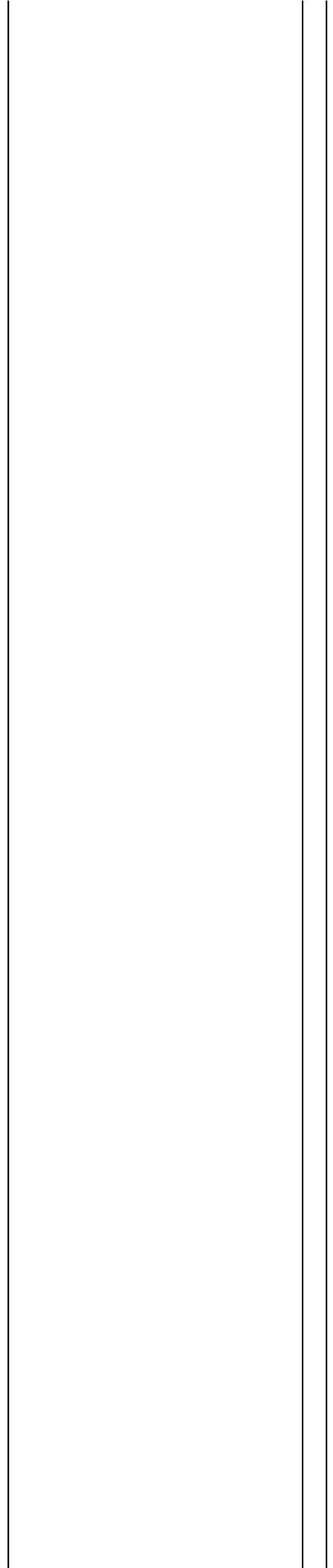
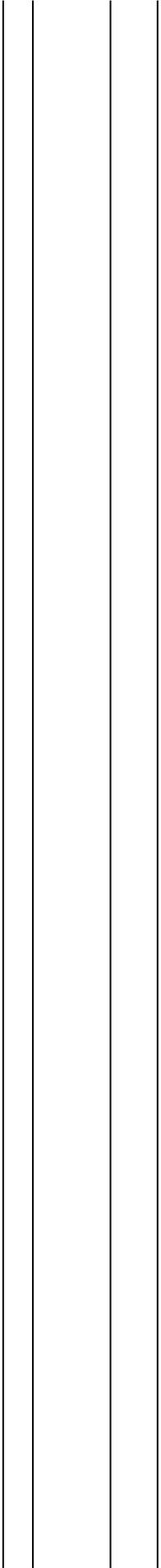
能  
に  
係  
る  
認  
定  
の  
申  
請  
に  
対  
す  
る  
審  
査

部分  
が、  
建築  
物の  
エネ  
ルギ  
一消  
費性  
能の  
向上  
等に  
関す  
る法  
律第  
2条  
第1  
項第  
3号  
の規  
定に  
より  
定め  
られ  
た簡  
易な  
評価  
方法  
であ  
って

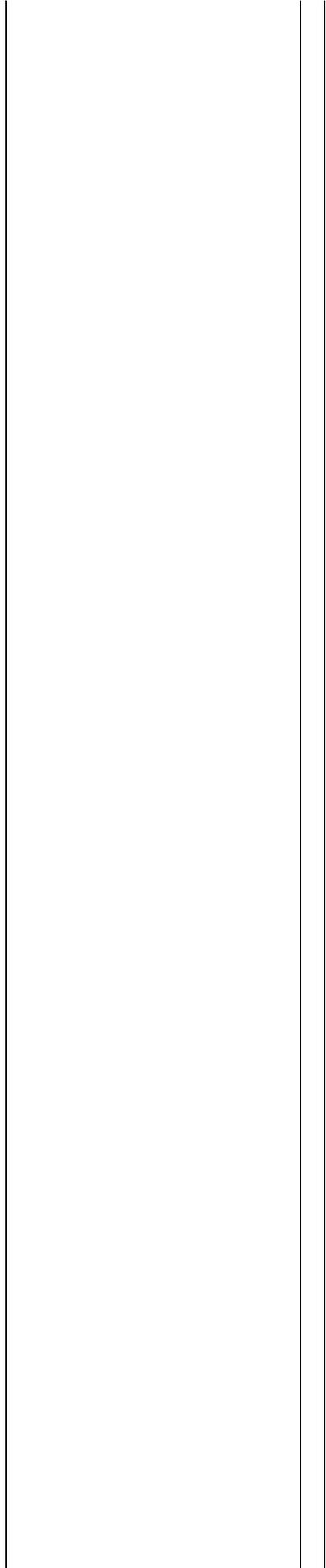
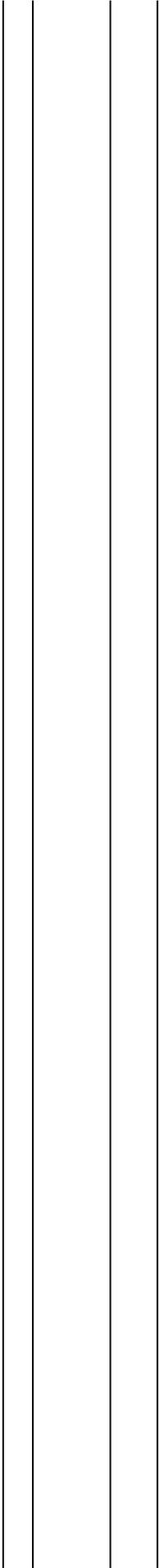
	1棟の申請戸数が26戸 以上50戸以下のもの	111,100円
	1棟の申請戸数が51戸 以上100戸以下のもの	168,100円
	1棟の申請戸数が101戸 以上200戸以下のもの	239,500円
	1棟の申請戸数が201戸 以上300戸以下のもの	309,500円
	1棟の申請戸数が301戸 以上のもの	352,100円
共 用 部 分	床面積が300平方メー トル以内のもの	117,900円
	床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	155,500円
	床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	194,500円
	床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	303,000円
	床面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの	389,100円
	床面積が10,000平方メ ートルを超え、25,000 平方メートル以内のも の	465,100円
	床面積が25,000平方メ	541,700円



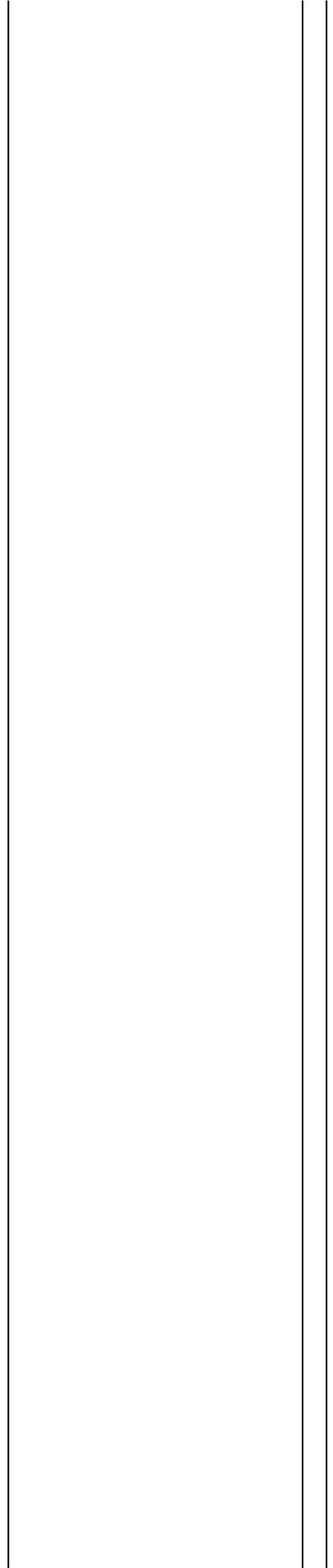
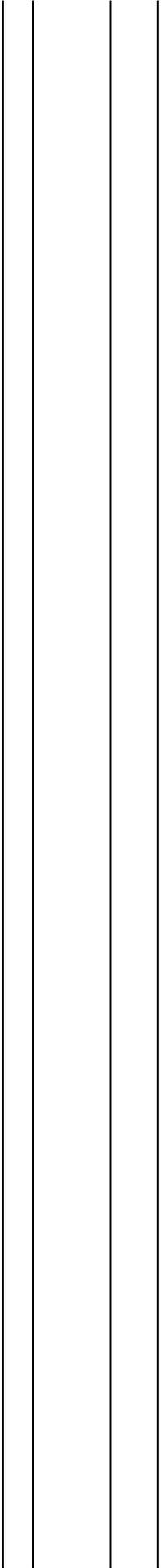
市長 が定 める 方法 によ り評 価さ れた もの であ る場 合			<u>一トルを超えるもの</u>	
(イ)	一戸建ての住宅			<u>36,800円</u>
(ア) 以外 の評 価方 法に より 評価 され たも ので ある 場合	共 同 住 宅 等	住 戸	<u>1棟の申請戸数が1戸 のもの</u>	<u>36,800円</u>
		住 部	<u>1棟の申請戸数が2戸</u>	<u>74,500円</u>
		宅 分	<u>以上5戸以下のもの</u>	
		等	<u>1棟の申請戸数が6戸</u>	<u>104,800円</u>
			<u>以上10戸以下のもの</u>	
			<u>1棟の申請戸数が11戸</u>	<u>147,500円</u>
			<u>以上25戸以下のもの</u>	
			<u>1棟の申請戸数が26戸</u>	<u>211,900円</u>
			<u>以上50戸以下のもの</u>	
			<u>1棟の申請戸数が51戸</u>	<u>303,800円</u>
		<u>以上100戸以下のもの</u>		
		<u>1棟の申請戸数が101戸</u>	<u>411,500円</u>	
		<u>以上200戸以下のもの</u>		
		<u>1棟の申請戸数が201戸</u>	<u>539,600円</u>	
		<u>以上300戸以下のもの</u>		



			1棟の申請戸数が301戸 以上のもの	633,600円
共用部分			床面積が300平方メートル以内のもの	117,900円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	155,500円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	194,500円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	303,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	389,100円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	465,100円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,700円
			非住宅建築物の	ア
床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,400円			
床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方	28,900円			



場 合	準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	メートル以内のもの	
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,800円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,400円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,600円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
イ ア 以 外 の 場 合	(ア) 申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,900円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	157,300円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	254,700円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	332,600円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000	399,800円

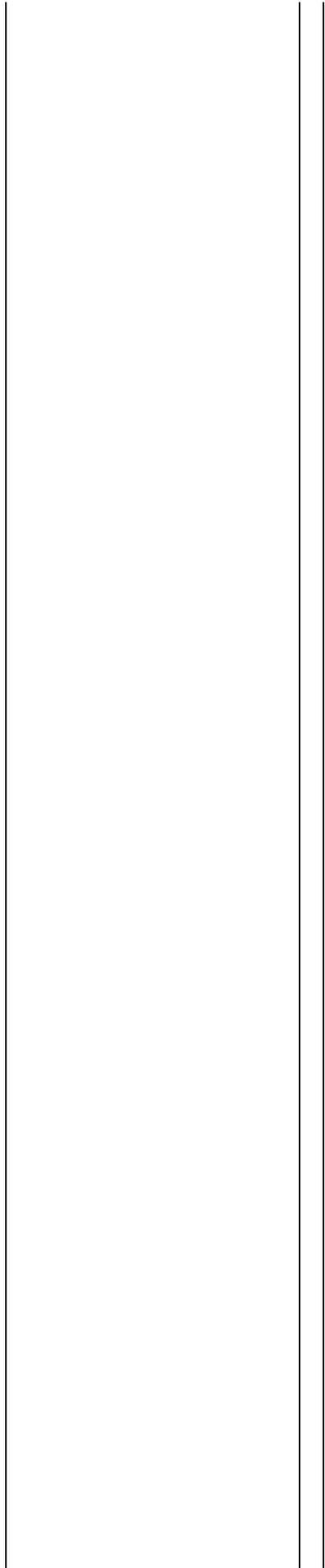
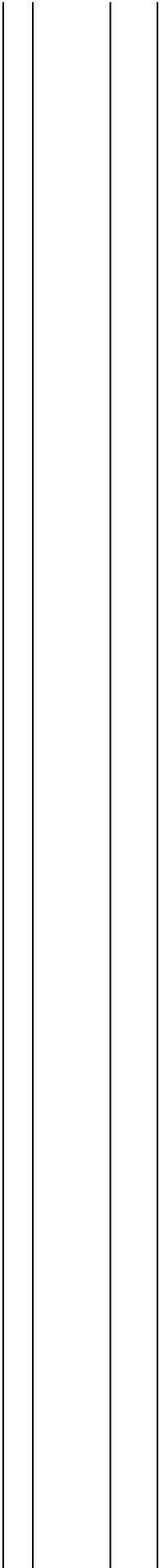


	<u>平方メートル以内のもの</u>	
	<u>の</u>	
	<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>469,000円</u>
(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	<u>床面積が300平方メートル以内のもの</u>	<u>256,700円</u>
	<u>床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>321,600円</u>
	<u>床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>415,200円</u>
	<u>床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>592,600円</u>
	<u>床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>730,000円</u>
	<u>床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>862,900円</u>
	<u>の</u>	
	<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>984,500円</u>

複  
合  
建  
築  
物

ア 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、6の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」



の  
場  
合

と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途

に供する部分を有する  
場合 (ア)及び(イ)の  
金額を合算した額

(ア) 6の項の一戸建  
ての住宅の手数料の  
金額

(イ) 住宅以外の用途  
に供する部分の床面  
積に応じた6の項の  
非住宅建築物の手数  
料の金額

(2) 共同住宅等の用途

に供する部分を有する  
建築物であつて、住戸  
部分及び共用部分の設  
計一次エネルギー消費  
量を算定する場合 (ア  
)から(ウ)までの金  
額を合算した額

(ア) 住戸部分の総戸  
数に応じた6の項の  
共同住宅等の住戸部  
分の手数料の金額

(イ) 共用部分の床面  
積に応じた6の項  
の共同住宅等の共  
用部分の手数料の

備考

1 略

2 1の項から3の項までにおいて、区分欄がイである場合（1の項及び2の項にあっては、イのその他の場合である場合に限る。）については、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1)～(3) 略

			<p style="text-align: center;"><u>金額</u></p> <p>(ウ) <u>住宅以外の用途</u>  <u>に供する部分の床面</u>  <u>積に応じた 6 の項の</u>  <u>非住宅建築物の手数</u>  <u>料の金額</u></p> <p>(3) <u>共同住宅等の用途</u>  <u>に供する部分を有する</u>  <u>建築物であって、共用</u>  <u>部分の設計一次エネル</u>  <u>ギー消費量を算定しな</u>  <u>い場合 前号(ア)及び</u>  <u>(ウ)の金額を合算した</u>  <u>額</u></p>
		<p><u>イ 複合建築物の住戸の部分の認定申請をす</u>  <u>る場合</u></p>	<p><u>複合建築物の形態に応じ</u>  <u>て、 6 の項の一戸建ての</u>  <u>住宅の手数料の金額又は</u>  <u>認定申請をする住戸部分</u>  <u>の戸数に応じた共同住宅</u>  <u>等の住戸部分の手数料の</u>  <u>金額</u></p>

備考

1 略

2 1の項から3の項まで (1の項及び2の項にあつては、この表の区分欄がその他の場合である場合に限る。) において、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1)～(3) 略

3 1の項から3の項までにおいて、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の手数料

3 略

4 共同住宅等で一戸の住宅の用途に供する部分を申請対象とする場合は、一戸建ての住宅の手数料の金額とする。

5・6 略

7 1の項から3の項までにおいて、共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

8・9 略

10 この表において「誘導設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。

11～14 略

15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合の手数料の金額は、4

の金額は、当該建築物における非住宅部分の床面積の区分及び用途に応じた手数料の金額とする。

4 略

5・6 略

7・8 略

9 この表において「誘導設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であつて、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。

10～13 略

14 6の項において、共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合の手数料の金額は、4

の項（同法第31条第2項において準用する場合にあつては、5の項）に規定する金額に、別表第5の1の項に定める金額を加算した金額とする。

別表第9（第2条関係）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係

手数料を徴収する事務		手数料の 名称	手数料の金額	
			計算単位	金額
1	狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。）	犬の登録 手数料	1頭につき	3,000円
2～4	略	略	略	略

の項（同法第36条第2項において準用する場合にあつては5の項）に規定する金額に、別表第5の1の項に定める金額を加算した金額とする。

別表第9（第2条関係）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		計算単位	金額
1 狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき	3,000円
2～4 略	略	略	略

別表第16（第2条関係）

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の金額		
1 三重県宅地開発事業の基準に関する条例第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	0.3へ	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業	43,000円
	クター		
	ル以上	イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供する目的で行う宅地開発事業	65,000円
	0.6へ		
	クター		
	ル未滿	ウ ア及びイ以外のもの	190,000円
2 三重県宅地開発事業	0.6へ	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業	86,000円
	クター		
	ル以上	イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供する目的で行う宅地開発事業	120,000円
	1へク		
タール			
未滿	ウ ア及びイ以外のもの	260,000円	
	変更確認の申請に対する審査1件につき、次に掲げる額を合算した額		
	ア 開発区域の変更を伴わない設計の変更については、開発区域の面		

別表第16 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第16の改正規定並びに別表第17を別表第16とする改正規定は、令和7年5月26日から施行する。

<p>業の基準 に関する 条例第9 条第1項 の規定に よる変更 確認の申 請に対す る審査</p>	<p>積に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る設計の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額。ただし、当該面積が0.3ヘクタール未満のものにあつては、1の項第3欄0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のそれぞれの区分に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 新たな土地の開発区域への編入に伴う変更前の開発区域に係る部分の設計の変更については、変更前の開発区域の面積に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>エ 開発区域の面積の縮小に係る設計の変更については、縮小後の開発区域の面積（新たな土地の開発区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る土地の面積を除く。）に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p>
<p>3 三重県宅 地開発事 業の基準 に関する 条例第12 条の2の 規定によ る建築の 承認の申 請に対す る審査</p>	<p>5,000円</p>

別表第17 略



議案第19号

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について  
鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を  
次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条  
例

( 別 紙 )

提案理由

新たな小学校の名称を鈴鹿市立天栄小学校とするについて、地方自治法第96条  
第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例（令和6年鈴鹿市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定を次のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
小学 校	略	略	小学 校	略	略
	鈴鹿市立神 戸小学校	略		鈴鹿市立神 戸小学校	略
	略	略		鈴鹿市立合 川小学校	鈴鹿市三宅町3694番 地の2
	略	略		鈴鹿市立天 名小学校	鈴鹿市御菌町2500番 地
	鈴鹿市立天 栄小学校	鈴鹿市郡山町710番 地の6		略	略
	略	略		鈴鹿市立郡 山小学校	鈴鹿市郡山町710番 地の6
略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鈴鹿市人権教育センター条例の一部改正について  
鈴鹿市人権教育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市人権教育センター条例の一部を改正する条例  
( 別 紙 )

#### 提案理由

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の運用の見直しに伴い、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市人権教育センター条例の一部を改正する条例

鈴鹿市人権教育センター条例（平成16年鈴鹿市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(損害賠償)</p> <p>第6条 利用者は、センターの施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第6条 利用者は、センターの施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部改正について

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき改良住宅の管理を指定管理者に行わせるに当たり、指定管理者が行う業務の範囲その他必要な事項を定めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例（昭和51年鈴鹿市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p><u>（名称及び位置）</u></p> <p><u>第1条の2 改良住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>（入居者資格）</u></p> <p>第2条 改良住宅へ入居することができる者は、市長の指定する日から引続き改良事業の対象地区内に居住し、当該事業の施行によりその居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる世帯で、改良住宅に入居を希望するものとする。ただし、その者又は同居しようとする親族 <u>（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）</u> が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の場合は、この限りでな</p>	<p>第1条 略</p> <p><u>（入居資格）</u></p> <p>第2条 改良住宅へ入居することができる者は、市長の指定する日から引続き改良事業の対象地区内に居住し、当該事業の施行によりその居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる世帯で、改良住宅に入居を希望するものとする。ただし、その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の場合は、この限りでない。</p>

い。

2 略

(住宅の割当て)

第3条 改良住宅の入居は、1世帯1戸とする。ただし、市長が別世帯の構成を必要と認める場合は、この限りでない。

(入居の申込み)

第4条 第2条に規定する入居者資格のある者で改良住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居者の決定)

第5条 略

2 前項の場合において、入居順位を定め難いときは、公開抽選により入居者を決定する。

(入居の手続)

第6条 改良住宅の入居者として決定された者(以下「入居決定者」という。)は、市長が指定する入居の日(以下「入居指定日」という。)までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市長が適当と認める連帯保証人(市内に住所又は勤務場所を有し、かつ、独立の生計を営む者に限る。)の連署する契約書を提出すること。

(2) 第13条第1項に規定する敷金を納付すること。

2 入居決定者は、入居指定日から1月以内に入居しなければならない。

2 略

(住宅の割当て)

第3条 改良住宅の入居は、1世帯1戸とする。ただし、市長が別世帯の構成を必要と認めた場合は、この限りでない。

(入居の申込み)

第4条 第2条に規定する入居資格のある者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居者の選考)

第5条 略

2 前項の場合において、入居順位を定めがたいときは、公開抽せんにより入居者を決定する。

(入居の手続)

第6条 改良住宅の入居を決定された者は、決定のあつた日から7日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市内に居住し、独立の生計を営む者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する契約書を提出すること。

(2) 第12条の規定により敷金を納付すること。

3 入居決定者がやむを得ない事情により前2項に規定する期間内に入居の手続又は入居をすることができないときは、前2項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に入居の手続又は入居をしなければならない。

4 第1項第1号の連帯保証人を立てることができない場合は、入居決定者の親族かつ独立の生計を営む者で市長が適当と認めるものをもつて連帯保証人とすることができる。

5 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないことができる。

(入居者の決定の取消し)

第7条 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、改良住宅の入居者としての決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為によつて入居者としての決定を受けたとき。

(2) 正当な事由がなく前条第1項又は第3項に規定する入居の手続をしないとき。

(3) 正当な事由がなく前条第2項又は第3項に規定する入居をしないとき。

(入居の承継)

第8条 改良住宅の入居者(以下「入居者」

2 改良住宅に入居を決定された者が、やむを得ない事情により前項に規定する期間内に前項各号に掲げる入居手続をすることができないときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める入居手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第2号に規定する敷金の減免若しくは徴収の猶予をすることができる。

(入居決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居決定を取消すことができる。

(1) 前条の規定による手続をしないとき。

(2) 入居を指定した日から7日以内に入居しないとき。

(入居の承継)

第8条 改良住宅の入居者が死亡し、又はそ

という。)が死亡し、又はその同居の親族を残して退去した場合において、当該親族が引き続き当該改良住宅に居住を希望するときは、当該親族は、入居の承継について市長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、同項の親族が暴力団員であるときは、市長は、同項の承認をしてはならない。

3 第1項の承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実が生じた日から1月以内に承認の申請をしなければならない。

4 第1項の規定により承認を受けた者は、当該承認の日から14日以内に第6条第1項各号に掲げる手続をしなければならない。  
この場合においては、同条第4項及び第5項並びに前条第1号及び第2号の規定を準用する。

(同居の承認等)

第9条 入居者は、当該改良住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、同居させようとする者が暴力団員であるときは、市長は、同項の承認をしてはならない。

3 入居者は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があつたときは、当該異動があつた日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

の同居の親族を残して退去した場合において、当該同居の親族が引続き当該改良住宅に入居しようとするときは、入居承継について、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、同居の親族が暴力団員であるときは、市長は、入居承継の承認をしてはならない。

(同居の承認)

第9条 入居者は、市長の承認を受けなければ他の者を同居させることはできない。

2 前項の場合において、同居させようとする者が暴力団員であるときは、市長は、同居の承認をしてはならない。

第10条 略

(家賃の減免又は徴収猶予)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情があると認める場合には、家賃の減免又は徴収の猶予を必要とすると認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収を猶予することができる。

(1) 入居者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。次号及び第3号において同じ。）の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。）が著しく低額であるとき。

(2) 入居者が疾病にかかったとき。

(3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第12条 市長は、入居指定日から入居者が改良住宅を明け渡した日（明渡しの請求のあつたときは、明渡しの請求のあつた日）までの期間について家賃を当該入居者から徴収する。ただし、第6条第3項の規定により入居の手続が完了した場合は、入居日から徴収する。

2 略

3 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただ

第10条 略

(家賃の納付)

第11条 家賃は、月額とし、第6条の入居手続が完了した日から改良住宅を明け渡した日（明渡しの請求のあつたときは、明渡しの請求のあつた日）まで徴収する。ただし、第6条第1項に規定する期間の経過後に入居手続が完了した場合には、当該期間の終日から徴収する。

2 略

3 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日、月の途中で入居した場合は入居手続が完了した日）までに、

し、その期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもつてその期限とみなす。

#### 4 略

（敷金）

第13条 市長は、入居者から3月分の家賃（家賃が変更された場合は、変更後の家賃の額）に相当する金額を敷金として徴収するものとする。

#### 2～5 略

（敷金の減免又は徴収猶予）

第13条の2 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

（敷金の運用）

第14条 第13条の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合は、環境の整備等入居者の利便のため使用するものとする。

その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもつてその期限とみなす。

#### 4 略

（敷金）

第12条 市長は、改良住宅の入居者から3月分の家賃（家賃が変更された場合は、当該家賃の額）に相当する金額を敷金として徴収するものとする。

#### 2～5 略

（敷金の運用）

第13条 前条の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合は、環境の整備等入居者の利便のため使用するものとする。

（家賃の減免又は徴収猶予）

第14条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要とすると認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収を猶予することができる。

（1）入居者（現に同居し、又は同居しよ

うとする親族を含む。)の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者が疾病にかかったとき。

(3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(修繕費用の負担)

第15条 略

2 共同施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、使用者の責に帰すべき理由によつて修繕の必要が生じたときは、使用者は、市長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第16条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道料

(2) し尿等汚物の処理に要する費用

(3)・(4) 略

2 略

(入居者の保管義務)

第17条 略

2 入居者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 改良住宅以外の用途に使用すること。

(修繕費用の負担)

第15条 略

2 共同施設 (法第2条第9号の共同施設をいう。以下同じ。)の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、入居者の責に帰すべき事由によつて修繕の必要が生じたときは、入居者は、市長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第16条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道の料金並びに下水道使用料

(2)・(3) 略

2 略

(入居者の保管義務)

第17条 略

2 入居者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 住宅以外の用途に使用すること。た

だし、市長の承認を得たときは、改良住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

- (3) 改良住宅を模様替えし、又は増築すること。ただし、原状回復又は撤去が容易な模様替えであつて、市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 市長は、前項第3号ただし書の承認を行うに当たり、入居者が改良住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

(住宅の検査等)

第18条 入居者は、改良住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の15日前までに市長に届け出て、第22条の住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、前条第2項第3号ただし書の規定により改良住宅を模様替えしたときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第19条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し期限を定めて当該改良住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により入居したとき。

(2)・(3) 略

と。ただし、市長の承認を得たときは、当該住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

- (3) 改良住宅を模様替えし、又は増築すること。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が改良住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

(住宅の返還)

第18条 入居者は、改良住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第19条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、改良住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によつて入居したとき。

(2)・(3) 略

(4) 正当な事由によらないで1月以上改良住宅を使用しないとき。

(5) 他に住居を取得し、生活の本拠を移したとき。

(6) 略

(7) 正当な事由によらないで第23条第1項の検査を拒んだとき。

(8) 略

2 前項の規定により改良住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、同項の期限までに当該改良住宅を明け渡さなければならない。

(指定管理者による管理)

第20条 改良住宅及び共同施設（以下「改良住宅等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 改良住宅等の管理に関する業務。ただし、改良住宅の入居者の決定その他法において市が行うこととされているものを除く。

(2) 改良住宅等の施設、設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が改良住宅等の管理上必要と認める業務

(4) 正当な理由によらないで15日以上改良住宅を使用しないとき。

(5) 略

(6) 略

2 前項の規定により改良住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、すみやかに当該住宅を明け渡さなければならない。

第22条 略

(立入検査)

第23条 略

2 前項の検査において、現に使用している改良住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該改良住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第24条 略

(委任)

第25条 略

別表 (第1条の2関係)

名称	位置
<u>一ノ宮団地 (改良住宅)</u>	<u>一ノ宮町</u>
<u>一ノ宮地区内団地 (改良住宅)</u>	<u>一ノ宮町、高岡町</u>

第20条 略

(住宅の検査)

第21条 略

2 前項の検査において、現に使用している改良住宅に立入るときは、あらかじめ当該住宅の入居者の承諾を得なければならない。

第22条 略

(施行規則の制定)

第23条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第19条の次に2条を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の鈴鹿市小集落改良住宅管理条例（以下「新条例」という。）第20条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に行った入居の申込みをした者に係る入居者資格及び入居の手続については、新条例第2条第1項並びに第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。



議案第22号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援の提供に係る連携施設の見直しを行う等について、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第15号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第15号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業</p>

とする。

## 2 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその

にあつては1人とする。

## 2 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその

他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)

を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1

他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)

を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地

保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6～11 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 略

4～9 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



議案第23号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
について

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援の提供に係る連携施設の見直しを行う等について、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う</p>

連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次

連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者は、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されているこ

認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6・7 略

附 則

と。

(2) 次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 略

4・5 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

国民健康保険料の基礎賦課額等の保険料率を改めるほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の基礎賦課限度額及び減額の基準を改める等について、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鈴鹿市国民健康保険条例（平成29年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.37</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>33,300円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯1世帯につき<u>23,600円</u></p> <p>イ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属</p>	<p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.6</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>27,500円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯1世帯につき<u>21,300円</u></p> <p>イ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属</p>

する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）

1世帯につき11,800円

ウ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） 1世帯につき17,700円

（基礎賦課限度額）

第17条 第10条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第21条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.8

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき10,900円

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯

1世帯につき7,400円

イ 特定世帯 1世帯につき3,700円

ウ 特定継続世帯 1世帯につき5,550円

する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）

1世帯につき10,650円

ウ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。） 1世帯につき15,975円

（基礎賦課限度額）

第17条 第10条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第21条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.7

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき9,700円

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯

1世帯につき6,900円

イ 特定世帯 1世帯につき3,450円

ウ 特定継続世帯 1世帯につき5,175円

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第26条 第19条の後期高齢者支援金等賦課額は、26万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に30万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるも

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第26条 第19条の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるも

のの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者  
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第

のの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者  
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第

10条」とあるのは「第19条」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第36条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。)

(1)・(2) 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

10条」とあるのは「第19条」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第36条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。)

(1)・(2) 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第35条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第35条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第19条」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の第12条、第17条、第21条、第26条、第35条及び第36条の3の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



鈴鹿市市営住宅条例の一部改正について

鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき市営住宅の管理を指定管理者に行わせるに当たり、指定管理者が行う業務の範囲その他必要な事項を定めるほか、市営住宅の駐車場の使用料の設定及び所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例

鈴鹿市市営住宅条例（平成9年鈴鹿市条例第43号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第2条の2</u>）</p> <p>第1章の2 市営住宅等の整備基準（<u>第2条の3—第2条の18</u>）</p> <p>第2章—第4章 略</p> <p>第5章 駐車場の<u>管理</u>（第54条—<u>第56条の2</u>）</p> <p>第6章 <u>指定管理者による管理</u>（第56条の<u>3・第56条の4</u>）</p> <p>第7章・第8章 略</p> <p>附則</p> <p>第2条 略</p> <p><u>（名称及び位置）</u></p> <p>第2条の2 <u>市営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。</u></p> <p>第1章の2 略</p> <p>第2条の3～第2条の18 略</p> <p>（入居者の公募の方法）</p> <p>第3条 市長は、<u>市営住宅</u>の入居者の公募を</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・<u>第2条</u>）</p> <p>第1章の2 市営住宅等の整備基準（<u>第2条の2—第2条の17</u>）</p> <p>第2章—第4章 略</p> <p>第5章 駐車場（第54条—<u>第56条</u>）</p> <p>第6章・第7章 略</p> <p>附則</p> <p>第2条 略</p> <p>第1章の2 略</p> <p>第2条の2～第2条の17 略</p> <p>（入居者の公募の方法）</p> <p>第3条 市長は、入居者の公募を次の各号に</p>

次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法  
によって行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) インターネット

(6) 略

2 前項の公募に当たっては、市営住宅の名称、戸数、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる事由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。

(1)～(4) 略

(5) 令第5条第1号に掲げる事由

(6) 令第5条第2号に掲げる事由

掲げる方法のうち2以上の方法によって行  
うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の家賃の積算概要、供給場所、戸数、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第4条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

(1)～(4) 略

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事

(7)・(8) 略

(入居者資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあっては第1号及び第3号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条に規定する者）にあっては第4号及び第7号）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 略

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者その他規則で定める者を含む。以下同じ。）があること。

(3)～(5) 略

(6) 過去において市営住宅に入居していた者にあつては、現に家賃の滞納がなく、かつ、第42条第1項各号（第8号を除く。）の規定による住宅の明渡し請求を受けたことがない者であること。

(7) 略

2 前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とす

業の執行に伴う住宅の除却

(7)・(8) 略

(入居者の資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条に規定する者）にあっては第4号及び第7号）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 略

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

(3)～(5) 略

(6) 過去において市営住宅に入居していた者にあつては、現に家賃の滞納がなく、かつ、第42条第1項第1号から第5号までの規定による住宅の明渡し請求を受けたことがない者であること。

(7) 略

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

る。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) 略

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める者

(入居者資格の特例)

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) 略

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(入居者資格の特例)

第6条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止（以下「用途廃止」という。）により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（高齢者等にあつては、同項第1号及び第3号から第7号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居の申込み及び決定）

第7条 前2条に規定する入居者資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 略

3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨及び入居の日（以下「入居指定日」という。）を当該者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

4 略

（入居者の決定等）

第6条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第1号及び第3号から第7号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居の申込み及び決定）

第7条 前2条に規定する入居者資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 略

3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

4 略

（入居者の決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定により入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、令第7条各号に掲げる者のうち、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

2～4 略

5 市長は、令第7条各号に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、第1項から第3項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居者を決定することができる。

(1) 第5条第2項第2号から第4号までに掲げる者、第6号から第9号までに掲げる者若しくは炭鉱離職者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族にこれらの者がいる者

(2) 60歳以上の者（現に同居し、又は同居しようとする親族がいる場合にあつては、そのいずれもが60歳以上若しくは18歳未満である者に限る。）

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、令第7条各号に掲げる者のうち、住宅に困窮する度合いの高いものから入居者を決定する。

2～4 略

5 市長は、令第7条各号に規定する者のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて20歳未満の者を扶養しているもの、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者その他規則で定める者については、第1項から第3項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に決定して入居させることができる。

に規定する配偶者のない男子であって、  
20歳未満の者を扶養しているもの

(4) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める者

6 市長は、第1項又は前項の規定により入居者を決定した場合には、入居の旨及び入居指定日を入居決定者に対し通知するものとする。

(住宅入居の手続等)

第10条 入居決定者は、入居指定日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 略

(2) 第19条第1項に規定する敷金を納付すること。

2 入居決定者は、入居指定日から1月以内に入居しなければならない。

3 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続又は入居を前2項に定める期間内にすることができないときは、前2項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に前2項に定める手続又は入居をしなければならない。

4 略

5 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の入居者としての決定を取り消すことができる。

(住宅入居の手続)

第10条 市営住宅の入居決定者は、決定の日から7日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 略

(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。

2 市営住宅の入居決定者は、前項各号の手続完了の日から10日以内に入居しなければならない。

3 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続又は入居を前2項に定める期間内にすることができないときは、前2項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に前2項に定める手続又は入居をしなければならない。

4 略

5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号に規定する手続又は第2項に規定する入居をしないとき、又は偽りその他不正な行為によって入居の決定を受けたときは、市営

(1) 偽りその他不正の行為により入居者としての決定を受けたとき。

(2) 正当な事由がなく第1項又は第3項に規定する入居の手続を行わないとき。

(3) 正当な事由がなく第2項又は第3項に規定する入居をしないとき。

(連帯保証人)

第11条 前条第1項第1号の連帯保証人は、市内に住所又は勤務場所を有し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等以上の収入を有する者でなければならない。

2 前項の連帯保証人を立てることができない場合は、入居決定者の親族で、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等以上の収入を有する者をもって連帯保証人としてすることができる。

(同居の承認等)

第12条 市営住宅の入居者 (以下「入居者」という。) は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、同居させようとする者が暴力団員であるときは、市長は、同項の承認をしてはならない。

3 入居者は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、当該異

住宅の入居の決定を取り消すことができる。

(連帯保証人)

第11条 前条第1項第1号の連帯保証人は、市内に住所又は勤務場所を有し、独立の生計を営み、かつ、入居者と同等以上の収入を有する者でなければならない。

2 前項の連帯保証人を立てることができない場合は、入居者の親族で、独立の生計を営み、かつ、入居者と同等以上の収入を有する者をもって連帯保証人としてすることができる。

(同居の承認等)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、同居させようとする者が暴力団員であるときは、市長は、同居の承認をしてはならない。

3 市営住宅の入居者は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったと

動があった日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第13条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、同居していた者が暴力団員であるときは、市長は、同項の承認をしてはならない。

3 第1項の承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実が生じた日から1月以内に承認の申請をしなければならない。

4 第1項の規定により承認を受けた者は、当該承認の日から14日以内に第10条第1項各号に掲げる手続をしなければならない。  
この場合においては、同条第4項並びに第5項第1号及び第2号の規定を準用する。

(収入の申告等)

第15条 略

2 略

3 市長は、公営住宅法施行規則第8条各号に該当する入居者が、第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な

きは、当該異動があった日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、同居していた者が暴力団員であるときは、市長は、入居の承継に係る承認をしてはならない。

(収入の申告等)

第15条 略

2 略

3 市長は、公営住宅法施行規則第8条各号に該当する入居者が、第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な

事情にあると認めるときは、同令第9条に規定する方法により当該入居者の収入を把握することができる。

4・5 略

(家賃の納付)

第17条 市長は、入居指定日から入居者が市営住宅を明け渡した日（第33条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの期間について家賃を当該入居者から徴収する。ただし、第10条第3項の規定により入居の手続が完了した場合は、入居日から徴収する。

2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

3・4 略

(敷金)

第19条 略

2 略

3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営

事情にあると認めるときは、同省令第9条に規定する方法により当該入居者の収入を把握することができる。

4・5 略

(家賃の納付)

第17条 市長は、入居者から第10条第1項の入居の手続が完了した日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第33条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日、月の途中で入居した場合は入居手続が完了した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

3・4 略

(敷金)

第19条 略

2 略

3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営

住宅を明け渡すときにこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

#### 4 略

(入居者の費用負担義務)

第23条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道の料金並びに下水道使用料

(2) 略

(3) 共同施設又は給水施設、エレベーター及び汚水処理施設の使用又は維持に要する費用

(4) 略

(入居者の保管義務)

第24条 略

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、市長の指示に従い、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(一時不在の承認)

第26条 入居者が市営住宅を引き続き1月以上使用しないときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(模様替え等の制限)

第29条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又

住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

#### 4 略

(入居者の費用負担義務)

第23条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 略

(3) 共同施設又は給水施設、エレベーター及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

(4) 略

(入居者の保管義務)

第24条 略

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(一時不在の承認)

第26条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(模様替え等の制限)

第29条 入居者は、市営住宅を模様替し、又

又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易な模様替えであって、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 略

3 第1項ただし書の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、速やかに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(明渡し努力義務)

第31条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された者（以下「収入超過者」という。）は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第32条 収入超過者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項（令第8条第3項において準用する場合を含む。）に規定する方法によらなければならない。

3 第16条から第18条までの規定は、第1項の家賃について準用する。

は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 略

3 第1項ただし書の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(明渡し努力義務)

第31条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第32条 第30条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第16条、第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第33条 市長は、第30条第2項の規定により高額所得者と認定された者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。ただし、その後の事情の変化により市長が特にやむを得ないと認める場合には、当該明渡し請求を取り消すことができる。

2～4 略

(高額所得者に対する家賃等)

第34条 高額所得者は、第14条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項本文の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。

3 略

(期間通算)

第35条 市長が第6条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた

(高額所得者に対する明渡し請求)

第33条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。ただし、その後の事情の変化により市長が特にやむを得ないと認める場合には、当該明渡し請求を取り消すことができる。

2～4 略

(高額所得者に対する家賃等)

第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項本文の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の損害賠償金を徴収することができる。

3 略

(期間通算)

第35条 市長が第6条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた

場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は用途廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

## 2 略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条第1項の申出により入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(用途廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、用途廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者

場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

## 2 略

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条第1項の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、

の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査等)

第41条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の15日前までに市長に届け出て、第57条第1項の市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第29条第1項ただし書の規定により市営住宅を模様替えしたときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し期限を定めて当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 偽りその他不正の行為により入居したとき。

(2)・(3) 略

(4) 正当な事由によらないで1月以上市営住宅を使用しないとき。

(5) 他に住居を取得し、生活の本拠を移したとき。

(6) 第12条、第13条又は第24条から第29条までの規定に違反したとき。

(7) 正当な事由によらないで第58条第1項の検査を拒んだとき。

(8)・(9) 略

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請

令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査等)

第41条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第29条の規定により市営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2)・(3) 略

(4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。

(5) 第12条、第13条及び第24条から第29条までの規定に違反したとき。

(6)・(7) 略

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請

求を受けた入居者は、同項の期限までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に第17条第2項の規定により定められた納期限の翌日における法定利率による支払期後の利息を付した額の損害賠償金を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間にあつては、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。
- 4 市長は、第1項第2号から第7号まで又は第9号の規定のいずれかに該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間にあつては、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。
- 5 市長は、市営住宅が第1項第8号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 略

求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の損害賠償金を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の損害賠償金を徴収することができる。
- 4 市長は、第1項第2号から第5号まで又は第7号の規定のいずれかに該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の損害賠償金を徴収することができる。
- 5 市長は、市営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 略

(使用許可)

第43条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 略

(使用手続)

第44条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に申請しなければならない。

2・3 略

(使用料)

第45条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で規則で定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による規則で定める額を超えてはならない。

(使用許可)

第43条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 略

(使用手続)

第44条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に申請しなければならない。

2・3 略

(使用料)

第45条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第43条から前条までに定めるもののほか、第17条から第29条まで、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第10条第1項」とあるのは「第44条第2項」と、「入居指定日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第49条」と、第19条中「入居時」とあるのは「使用開始時」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(使用者資格)

第51条 前条第1項の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第5条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とす

(準用)

第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第29条まで、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第10条第1項」とあるのは「第44条第2項」と、「入居の手続が完了した日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(入居者資格)

第51条 前条第1項の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第5条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とす

るもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(2) 略

(準用)

第53条 第50条第1項の規定による市営住宅の使用については、同条第2項から前条までに定めるもののほか、第3条、第4条、第7条から第13条まで、第16条から第29条まで、第36条から第42条まで及び第58条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「前2条」とあるのは「第51条」と、第17条第1項中「第33条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、第36条第1項中「第14条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第32条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第20条による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明け渡しの請求又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

#### 第5章 駐車場の管理

(駐車場の管理)

第54条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下この章において「駐車場」

るもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの

(2) 略

(準用)

第53条 第50条第1項の規定による市営住宅の使用については、第50条第2項から前条までに定めるもののほか、第3条、第4条、第7条から第13条まで、第16条から第29条まで、第36条から第42条まで及び第58条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「前2条」とあるのは「第51条」と、第17条第1項中「第33条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、第36条第1項中「第14条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第32条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第20条による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明け渡しの請求又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

#### 第5章 駐車場

(管理)

第54条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章及び規則の定め

という。)の管理は、この章及び規則の定めるところにより、行わなければならない。

(駐車場の名称及び位置)

第54条の2 駐車場の名称及び位置は、規則で定める。

(使用者資格)

第55条 駐車場を使用しようとする者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 入居者又は同居者であること。
- (2) 略
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第42条第1項第1号から第7号まで又は第9号の規定による住宅の明渡し請求を受けていないこと。
- (5) 駐車場の使用料の滞納がないこと。

(使用の申込み及び決定)

第55条の2 前条に規定する使用者資格のある者で、駐車場を使用しようとするものは、規則で定めるところにより使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定する。

3 市長は、第1項の規定により使用の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の

るところにより、行わなければならない。

(使用許可等)

第55条 駐車場を使用しようとする者は、次の各号に掲げる条件を具備する者で、市長の許可を受けたものでなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 略
- (3) 第42条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。

区画数を超える場合においては、規則で定めるところにより、公正な方法で選考して使用者として決定する。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、他の者に優先して当該駐車場を使用させることができる。

4 市長は、第2項又は前項の規定により使用者として決定した者（以下この章において「使用者」という。）に対し、その旨及び駐車場の使用が可能となる日を通知するものとする。

（使用料）

第55条の3 使用者は、駐車場の使用料を納付しなければならない。

2 駐車場の使用料の額は、近傍同種の駐車場の料金を限度として規則で定める額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより駐車場の使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

4 第16条各号（第4号を除く。）の規定は、前項の規定による減免又は徴収の猶予について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「入居者又は同居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

る。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用料の額を変更することができる。

(1) 駐車場の土地の評価額又は物価の変動に伴い、駐車場の使用料を変更する必要があると認めるとき。

(2) 近傍同種の駐車場の料金との均衡上必要があると認めるとき。

(3) 駐車場について改良を施したとき。

(使用者の決定の取消し等)

第56条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使用者に対し、使用者としての決定を取り消し、期限を定めてその明渡しを請求することができる。

(1) 偽りその他不正の行為により使用者としての決定を受けたとき。

(2) 駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 略

(4) 正当な事由によらないで1月以上駐車場を使用しないとき。

(5) 第55条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 第42条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による駐車場の明渡しの請求につい

(使用許可の取消し等)

第56条 市長は、前条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。

(2) 略

(3) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(4) 前条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

て準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、第42条第2項中「前項」とあるのは、「第56条第1項」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、第42条第4項中「第1項第2号から第7号まで又は第9号」とあるのは「第56条第1項各号」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と読み替えるものとする。

(準用)

第56条の2 駐車場の使用については、第54条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第24条、第41条第1項及び第58条第1項の規定を準用する。

#### 第6章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第56条の3 市営住宅等の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第56条の4 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 市営住宅等の管理に関する業務。ただし、市営住宅の入居者の決定その他法において市が行うこととされているものを除く。

(2) 市営住宅等の施設、設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が

市営住宅等の管理上必要と認める業務

第7章・第8章 略

第6章・第7章 略

別表（第2条の2関係）

<u>名称</u>	<u>位置</u>
<u>岡田団地</u>	<u>岡田三丁目</u>
<u>安塚団地</u>	<u>安塚町、北玉垣町</u>
<u>一ノ宮団地</u>	<u>一ノ宮町</u>
<u>十宮団地</u>	<u>十宮三丁目</u>
<u>桜島団地</u>	<u>桜島町五丁目</u>
<u>ハイツ旭が丘</u>	<u>中旭が丘三丁目、 中旭が丘四丁目</u>
<u>高岡山杜の郷</u>	<u>高岡台四丁目</u>
<u>潮風の街磯山</u>	<u>東磯山二丁目</u>
<u>一ノ宮団地（特定 目的住宅）</u>	<u>一ノ宮町</u>
<u>一ノ宮地区内団地 （特定目的住宅）</u>	<u>一ノ宮町、高岡町</u>
<u>東玉垣第2団地 （特定目的住宅）</u>	<u>東玉垣町</u>
<u>南旭が丘団地</u>	<u>南旭が丘三丁目</u>
<u>鼓ヶ浦団地</u>	<u>寺家一丁目</u>
<u>東玉垣団地</u>	<u>東玉垣町</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第55条の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定、第56条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定及び第5章の次に1章を加える改正規定は、令

和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の鈴鹿市市営住宅条例（以下「新条例」という。）第 5 5 条の 2 第 1 項の規定による駐車場の使用の申込み、同条第 3 項の規定による駐車場の使用者としての決定及び第 5 6 条の 3 の規定による指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に行った公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者資格及び入居の手續については、新条例第 5 条、第 8 条第 5 項並びに第 1 0 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第 5 5 条の 3 第 1 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の駐車場の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。



議案第26号

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
( 別 紙 )

#### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の補償基礎額を改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年鈴鹿市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 損害補償（第4条）	第2章 損害補償（第4条— <u>第25条</u> ）
第3章 雑則（ <u>第5条—第8条</u> ）	第3章 雑則（ <u>第26条—第29条</u> ）
附則	附則
（目的）	（目的）
第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに <u>水防法（昭和24年法律第193号）第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合</u>	第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに <u>水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第</u>

を含む。)の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

(損害補償を受ける権利)

第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは障害の状態となつた場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した

223号)第84条第1項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

(損害補償を受ける権利)

第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措

者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより負傷若しくは障害の状態により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 非常勤消防団員は、その身分を失つた場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。

## 2 略

（損害補償の種類等）

第4条 損害補償の種類は、次のとおりとする。

（1）～（7） 略

2 損害補償の範囲、金額、支給方法その他損害補償に必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の例による。

置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより負傷若しくは障害の状態により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失つた場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。

## 2 略

（損害補償の種類）

第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。

（1）～（7） 略

（補償基礎額）

第5条 前条に規定する損害補償（以下「損

害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,100円とする。ただし、その額が、その者の通常

得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日  
後の最初の4月1日から22歳に達する日  
後の最初の3月31日までの間（以下この項  
において「特定期間」という。）にある子  
がいる非常勤消防団員等については、前項  
の規定にかかわらず、167円に特定期間に  
ある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た  
額を同項の規定による額に加算した額をも  
つて補償基礎額とする。

（療養補償）

第6条 非常勤消防団員等が公務により、又  
は消防作業等に従事し、若しくは救急業務  
に協力し、又は応急措置の業務に従事した  
ことにより、負傷し、又は疾病にかかった  
場合においては、市は、療養補償として、  
必要な療養を行い、又は必要な療養の費用  
を支給する。

（療養及び療養費の支給）

第7条 前条の規定による療養の範囲は、次  
に掲げるものであつて、療養上相当と認め  
られるものとする。

- （1） 診察
- （2） 薬剤又は治療材料の支給
- （3） 処置、手術その他の治療
- （4） 居宅における療養上の管理及びその  
療養に伴う世話その他の看護
- （5） 病院又は診療所への入院及びその療  
養に伴う世話その他の看護
- （6） 移送

2 市は、その経営する医療機関若しくは薬

局又は市長若しくは水害予防組合の管理者がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第1号から第5号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、これらの医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護を除く。）を行うものとする。

3 市は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると市長が認めたとき、非常勤消防団員等が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると市長が認めたとき、又は非常勤消防団員等が第1項第4号から第6号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。）を受けた場合において市長が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払う。

（休業補償）

第8条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業

務上の収入を得ることができないときは、市は、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- (1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合  
(傷病補償年金)

第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

（1） 第1級 313倍

（2） 第2級 277倍

（3） 第3級 245倍

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の傷病等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

（障害補償）

第9条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、市は、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補

償一時金を支給する。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重  
度のものから順に、第1級から第14級まで  
に区分するものとする。この場合におい  
て、各障害等級に該当する障害は、規則で  
定める。

3 障害補償年金の額は、1年につき、次の  
各号に掲げる障害等級（前項に規定する障  
害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償  
基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得  
た額とする。

(1) 第1級 313倍

(2) 第2級 277倍

(3) 第3級 245倍

(4) 第4級 213倍

(5) 第5級 184倍

(6) 第6級 156倍

(7) 第7級 131倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げ  
る障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号  
に定める倍数を乗じて得た額とする。

(1) 第8級 503倍

(2) 第9級 391倍

(3) 第10級 302倍

(4) 第11級 223倍

(5) 第12級 156倍

(6) 第13級 101倍

(7) 第14級 56倍

5 障害等級に該当する程度の障害が2以上  
ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる

障害等級による。

6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち非常勤消防団員等に最も有利なものによる。

(1) 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の1級上位の障害等級

(2) 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の2級上位の障害等級

(3) 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の3級上位の障害等級

7 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第7級以上になる場合は、この限りでない。

8 既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷又は疾病によつて、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額（加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の

程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額)を差し引いた金額をもつて障害補償の金額とする。

(1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償年金の額

(2) その者の加重前の障害等級が第8級以下であり、かつ、加重後の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額を25で除して得た金額

(3) その者の加重後の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額

9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当するに至つた場合においては、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に

通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

(1) 病院又は診療所に入院している場合

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合

2. 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

（遺族補償）

第10条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、遺族補償として、当該非常勤消防団員等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父

母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。

(1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母及び祖父母については60歳以上であること。

(2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

(3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態（次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。）にあること。

2 非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子が、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けることができる遺族

の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第12条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。

(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額（55歳以上の妻又は特定障害状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額）

(2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額

(3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額

(4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とし、これらの者のうち1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を

生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

(1) 55歳に達したとき（特定障害状態にあるときを除く。）。

(2) 特定障害状態になり、又はその事情がなくなつたとき（55歳以上であるときを除く。）。

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1) 死亡したとき。

(2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

(4) 離縁によつて、死亡した非常勤消防団員等との親族関係が終了したとき。

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。）。

(6) 特定障害状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であつたとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であつたときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第14条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の

停止の解除を申請することができる。

- 3 第12条第3項の規定は、第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第3項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替える。

(遺族補償一時金)

第15条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 非常勤消防団員等の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で主として非常勤消防団員等の収入によつて生計を維持していたもの
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 非常勤消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で第1項第3号

及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第16条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

(2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

第16条の2 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(1) 第15条第1項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 400倍

(2) 第15条第1項第3号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当時、18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は特定障害状態にある3親等内の親族 700倍

(3) 第15条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者 1,000倍

2 第12条第2項の規定は、遺族補償一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。

(遺族からの排除)

第17条 非常勤消防団員等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2 非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によつて遺族補償年金を受けられる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けられる遺族としない。

3 非常勤消防団員等の死亡前又は遺族補償年金を受けられる遺族の当該遺族補償年金を受けられる権利の消滅前に、当該非常勤消防団員等の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けられる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けられる遺族としない。

4 遺族補償年金を受けられる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けられる遺族としない。非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によつて遺族補償年金を受けられる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6 第13条第1項後段の規定は、前項後段の場合について準用する。

(葬祭補償)

第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)

第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害にかかる傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第

8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50（傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち第1級の障害等級に該当する障害にかかるものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害にかかるものにあつては100分の45）を乗じて得た額を加算した額とし、第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額（第16条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

（損害補償の制限）

第19条 非常勤消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、市は、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。

（年金たる損害補償の額の端数処理）

第19条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

（年金たる損害補償の支給期間等）

第20条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき理由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。

2 年金たる損害補償は、その支給を停止すべき理由が生じたときは、その理由が生じた月の翌月からその理由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる損害補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期間でない月であつても、支給する。

（死亡の推定）

第21条 行方不明となつた非常勤消防団員等の生死が3箇月間わからない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となつた日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

(未支給の損害補償)

第22条 この条例に基づく損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の損害補償の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者が死亡前にその損害補償を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その損害補償を請求することができる。

3 前項の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順序（遺族補償年金については、第11条第3項に規定する順序）とする。

4 第1項及び第2項の規定による損害補償を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(年金たる損害補償等の支給額の調整)

第23条 年金たる損害補償の支給を停止すべき理由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が

支給されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後に支給されるべき年金たる損害補償の内払とみなすことができる。年金たる損害補償を減額して改定すべき理由が生じたにもかかわらず、その理由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

2 公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第23条の2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が死亡したため、その支給を受

ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次に掲げる損害補償があるときは、市は、当該損害補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(1) 年金たる損害補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償

(2) 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金

(補償の免責及び求償権)

第24条 市は、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は、補償を受けた場合においては、同一の理由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の責めを免れる。

2 市は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合によつて、損害補償を受けるべき者が当該第三者から同一の理由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、損害補償の責めを免れる。

3 市は、損害補償の原因である災害が第三

者の行為によつて生じた場合において、損害補償を行つたときは、その価額の限度において、損害補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(非常勤水防団員で非常勤消防団員である者に対する損害補償)

第25条 非常勤水防団員に対する水防法第6条の2の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市が行う。

(審査請求)

(審査請求)

第5条 市の行う非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下、「非常勤消防団員等」という。）の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

第6条～第8条 略

第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

第27条～第29条 略

別表 補償基礎額表（第5条関係）

(単位 円)

階級	勤務年数		
	10年未	10年以上	20年以

	満	20年未満	上
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例第4条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号

イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。



議案第27号

鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する  
条例

( 別 紙 )

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の支給額を改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する  
条例

鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年鈴鹿市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前																				
<p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者にその者の勤務年数及び階級に応じて<u>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）</u>別表に掲げる額を支給する。</p>	<p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者にその者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>退職報償金支給額表</u></p> <p style="text-align: right;">(単位 千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="6">勤務年数</th></tr><tr><th>5年</th><th>10年</th><th>15年</th><th>20年</th><th>25年</th><th>30年以上</th></tr></thead><tbody><tr><td>以上</td><td>5年</td><td>10年</td><td>15年</td><td>20年</td><td>25年</td><td>30年</td></tr></tbody></table>	階級	勤務年数						5年	10年	15年	20年	25年	30年以上	以上	5年	10年	15年	20年	25年	30年
階級	勤務年数																				
	5年	10年	15年	20年	25年	30年以上															
以上	5年	10年	15年	20年	25年	30年															

	未 満	未 満	未 満	未 満	未 満	
団長	239	344	459	594	779	979
副団 長	229	329	429	534	709	909
分団 長	219	318	413	513	659	849
副分 団長	214	303	388	478	624	809
部長 及び 班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の内容  | 鈴鹿市学校給食センタースチームコンベクションオープン                                |
| 2 | 取得価格   | 32,780,000円   |
| 3 | 取得の相手方 | 津市高茶屋五丁目1番37号<br>タニコー株式会社 三重営業所<br>所長 伊藤 英貴               |
| 4 | 取得の目的  | 鈴鹿市学校給食センターのスチームコンベクションオープンを<br>更新し、安全安心な学校給食を安定的に提供するため。 |

提案理由

鈴鹿市学校給食センタースチームコンベクションオープンを取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この議案を提出する。



市道の認定について  
次の路線を市道に認定する。

令和7年2月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道認定路線調書  
( 別 紙 )

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。



## 市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
083439	三日市三丁目 439 号線	三日市三丁目	三日市三丁目	128.2
		三日市三丁目		5.0~11.4
083440	三日市三丁目歩道 440 号線	三日市三丁目	三日市三丁目	32.2
		三日市三丁目		2.0~ 4.0
103565	池田 565 号線	池田町字東浦	池田町	35.8
		池田町字東浦		6.0~13.1
103566	長太栄町二丁目 566 号線	長太栄町二丁目	長太栄町二丁 目	110.7
		長太栄町二丁目		6.0~13.1
123892	東玉垣 892 号線	東玉垣町字丸田	東玉垣町	113.7
		東玉垣町字丸田		6.0~11.3
123893	東玉垣 893 号線	東玉垣町字丸田	東玉垣町	24.4
		東玉垣町字丸田		6.0
123894	東玉垣歩道 894 号線	東玉垣町字丸田	東玉垣町	13.9
		東玉垣町字丸田		2.0
123895	北玉垣 895 号線	北玉垣町字根洞	北玉垣町	141.4
		北玉垣町字小塚		5.0~13.1
123896	北玉垣 896 号線	北玉垣町字小塚	北玉垣町	22.5
		北玉垣町字小塚		6.0~14.0
123897	北玉垣 897 号線	北玉垣町字小塚	北玉垣町	99.5
		北玉垣町字小塚		6.0~13.2
123898	北玉垣 898 号線	北玉垣町字小塚	北玉垣町	55.3
		北玉垣町字小塚		6.0~14.9
123899	北玉垣 899 号線	北玉垣町字小塚	北玉垣町	187.8
		北玉垣町字根洞		6.0~14.0
123900	岸岡 900 号線	岸岡町字北山越	岸岡町	47.5
		岸岡町字北山越		6.0~13.1

143141	神戸七丁目歩道 141 号線	神戸七丁目	神戸七丁目	57.6
		神戸七丁目		3.0～ 3.5
143142	神戸五丁目 142 号線	神戸五丁目	神戸五丁目	61.0
		神戸五丁目		6.0～13.1